

令和3年7月2日

◎下村委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(10時14分開会)

◎下村委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程につきましては、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、6日火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それでは、お諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

《会計管理局》

◎下村委員長 最初に、会計管理局について行います。

それでは、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井上会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の議案等につきまして、御説明いたします。

総務事務センターで議案が1件ございます。議案は、第18号議案県有財産（教学機器）の取得に関する議案でございます。物品購入の予定価格が7,000万円以上のものについて、財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものです。詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。

〈総務事務センター〉

◎下村委員長 続いて、総務事務センターの説明を求めます。

なお、高等学校課の濱川課長も同席しております。

◎岡村総務事務センター課長 資料③議案(条例その他)の55ページをお願いいたします。

第18号議案といたしまして、県有財産（教学機器）の取得に関する議案を提出しております。取得する教学機器は、県立学校学習者用携帯端末1万600台でございます。

内容につきましては、議案説明書で説明をさせていただきます。資料④議案説明書（条

例その他)の9ページをお開きください。中段の部分でございます。

この議案は、高知県立室戸高等学校ほか35校及び高知県教育委員会事務局に配置いたします教学機器を取得するもので、37か所分を合わせまして4億3,841万6,000円で、高知市比島町二丁目4番33号の四国通建株式会社高知支店から買い入れようとするものでございます。今回の県有財産の取得につきましては、高知県デジタル化推進計画における取組項目の一つでございます社会経済活動のデジタル化に位置づけられており、具体的には、県立学校における1人1台タブレット端末の整備を進め、学校のICT環境を整備するものでございます。

なお、契約状況につきましては、一般競争入札により5月27日に仮契約を締結しております。このことにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものでございます。

議案についての説明は以上です。

◎下村委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本委員 入札をした際の応札した業者はどれだけあったんでしょうか。

◎岡村総務事務センター課長 入札応札業者は3者でございます。うち県内業者が2者、県外業者が1者でございます。

◎梶原委員 3者のうち県内業者2者で、今回は県外業者ということですよ。金額がどれだけ差があったのか、その辺についてもう少し詳しく。

◎岡村総務事務センター課長 今回落札いたしましたのは県内業者でございまして、四国通建株式会社高知支店です。応札いたしました税抜入札金額を申し上げますと、四国通建株式会社が3億9,856万円でございます。次点でございますが、株式会社四電工高知支店、4億3,343万4,000円で、第3位が県外業者でございます株式会社N T T ドコモ四国支社、5億1,832万円でございます。

◎梶原委員 金額的な状況は分かりました。こちらの会社は高知支店ということですが、愛媛県に本店があるような感じですが、これは県内業者扱いになるんですか。

◎岡村総務事務センター課長 取扱いといたしまして県内業者になります。高知県内にある本店、支店、営業所及び県内での県税の滞納がないということで、県内業者でございます。

◎梶原委員 分かりました。

◎田中委員 議決が終わってから、随時納入していただくと思うんですけども、今回1万600台ということでかなりの数になっています。これまでも市町村も含めて、ICT機器等の納入が遅れたという経緯もありました。今の見込みとして結構ですけども、どれぐらいで納入がされる予定なのか教えていただけますか。

◎岡村総務事務センター課長 納期は令和4年3月31日でございまして、本来でしたらも

う少し後に入札をする予定でございましたけれども、納期のことを考えまして、今年は少し早めの入札をさせていただきました。

◎中根委員 メンテナンスなどについては、こういう場合はどのようになっていくんですか。

◎濱川高等学校課長 購入しようとするタブレットでございますけれども、通常的な使用による故障等に対応するために、5年間の保証を含む内容で整備をさせていただきたいと考えております。そういった中に、メンテナンスも含めて考えております。

◎中根委員 台数が台数ですので、入札時のそういう条件も含め、本当に対応できるのかな、一体どういうふうになるんだろうという危惧があってお聞きしました。その辺りはどうですか。

◎濱川高等学校課長 現在、学校にそういった形で整備をするに当たりまして、各学校のルール、ガイドラインを作成しております。これは事前に整備をしている小中学校のものを参考にしまして、高等学校にもガイドラインを配布しまして、大切に扱う形のルールづくりを進めているところでございます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎下村委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 議案の説明に先立ちまして、4件御報告がございました。

まずは、教職員の不祥事につきまして3件の報告をさせていただきます。

1件目は、公立中学校教諭が公衆浴場の男性客や自校の男子生徒の盗撮を行い、高知県迷惑防止条例違反及び児童ポルノ禁止法違反で逮捕、起訴された事案でございます。当該教諭は本年3月23日に懲役2年、執行猶予4年の判決を受け、地方公務員法の欠格条項に該当し失職したため、4月20日付で退職手当の全額の支給制限処分を行いました。

2件目は、公立中学校教諭が部活動の合宿中の宿泊施設内で、男子生徒に対して下半身を触るなどのわいせつ行為を行い、強制わいせつ罪で逮捕、起訴された事案でございます。当該教諭は本年4月13日に懲役1年6か月の判決を受け、失職しましたため、5月18日付で退職手当の全額の支給制限処分を行いました。

3件目は、県立特別支援学校の教諭が、校長の職務上の命令に従わず、特定の生徒とSNSで個人的なやり取りを行い、未成年者である同生徒に携帯電話やたばこなどを買い与えていた事案でございます。当該教諭に対しましては、4月20日付で戒告の懲戒処分を行

いました。

子供たちの倫理感や社会性を育み、高い規範意識を持つべき教員が、このような子供たちに深刻な影響を与える行為を行ったこと、また、遵法精神の欠如した行為を行ったことは、極めて遺憾であります。教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させ、公教育への信頼を大きく損なう不祥事が続けて発生したことを重く受け止めますとともに、県民の皆様への信頼を大きく裏切ることになりましたことに、深くおわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

県教育委員会としましては、改めて法令遵守と綱紀粛正を徹底し、不祥事のより一層の防止に向けて、学校の組織力向上に取り組んでまいります。また、教職員一人一人が勤務時間内外を問わず、高い倫理感、規範意識を確立することで、県民の皆様への信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、学校等における新型コロナウイルス感染症対策の状況につきまして御報告をさせていただきます。

4月に部活動に関する複数のクラスターが発生し、県内の県立高校7校で32名の感染が確認されました。この部活動関係のクラスター発生を受けまして、県高等学校総合体育大会の開催に当たりましては、健康観察や会場における感染拡大防止対策のさらなる徹底を図りますとともに、緊急的な対応としまして、大会参加者への簡易キットによる検査も実施をいたしました。こうした取組もあり、県体を契機とする感染は発生しませんでした。

今月開催予定の県中学校総合体育大会では、この間に得ました知見も生かしまして、より一層の感染防止対策や健康観察などを徹底してまいります。

このほか、昨日までに教育委員会事務局や委託先などで、職員の感染が確認をされております。

また、ワクチンの職域接種につきましては、健康政策部と連携し、まずは特別支援学校及び高知市所在の公立学校に勤務する教職員を対象として、準備を進めているところでございます。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より御説明をさせていただきます。

それでは、議案について説明をさせていただきます。6月定例会に提出しております教育委員会関係の議案は、第1号議案令和3年度高知県一般会計補正予算と条例その他議案2件の計3件でございます。

まず、令和3年度一般会計補正予算について御説明をいたします。資料②令和3年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の60ページを御覧ください。教育委員会補正予算総括表になります。

教育委員会所管の補正予算につきましては、県立学校施設の感染症対策のため、手洗いの自動水栓化やトイレの洋式化などに要する経費としまして、1億9,460万6,000円の増額

をお願いするものでございます。補正予算の内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

続きまして、その他条例議案につきましては、第10号と第12号がございます。

第10号議案高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案、第12号議案高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案の2件となっております。それぞれの議案の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に報告事項につきまして、冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事について、学校等における新型コロナウイルス感染症対応の状況についてのほか、非強制徴収債権の放棄についてが2件、そして、新知的障害特別支援学校の学校概要についてと第2期オーテピア高知図書館サービス計画の策定についての4件がございます。それぞれ報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、教育委員会が所管します審議会等の開催状況を説明させていただきます。審議会等の赤いインデックスがつきました資料を御覧ください。

高知県教科用図書選定審議会を5月と6月に、高知県社会教育委員会を5月に、高知県立図書館協議会を6月にそれぞれ開催をいたしました。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。

次に、付託案件ではございませんが、令和2年度高知県一般会計事故繰越し繰越し使用報告につきまして、該当する事業が1件ございますので御説明をさせていただきます。

お手元の資料、令和2年度高知県一般会計事故繰越し繰越し使用報告の3ページを御覧ください。

下段、左にあります13教育費の3学校費の施設整備費でございます。須崎総合高等学校の本館と南舎をつなぎます渡り廊下工事につきましては、繰越しをお認めいただきまして、一般競争入札により請負事業者を決定し、令和2年3月下旬から工事に着手いたしました。令和2年9月の完成を見込んでおりましたところ、着手後に古い浄化槽など地中に複数の障害物があることが分かりまして、その対応などが必要であることが判明し時間を要しましたことから、年度内の完成が困難となったものでございます。なお、工事自体は今年4月末で完了しております。

最後に、本県初の公立中学校夜間学級となります高知県立高知国際中学校夜間学級について御報告をいたします。

4月26日に開設式と入学式を開催し、10名の入学生を迎えることができました。各方面からの温かい御指導、御支援をいただきまして誠にありがとうございました。夜間学級で

は、生徒同士の学び合いの関係ができており、よい雰囲気です。今後とも、学ぶ喜びを実感できる夜間学級となりますよう、教育活動の充実を図ってまいります。

私からの総括説明は以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈学校安全対策課〉

◎下村委員長 初めに、学校安全対策課の説明を求めます。

◎大崎学校安全対策課長 お手元の資料②令和3年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の61ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入について説明をさせていただきます。ページ中ほどの節の区分の（7）学校施設等整備費補助金の右側の説明欄にあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に対応するための国の交付金でございます。この後歳出で説明いたします維持修繕費に充当するものでございます。

62ページをお開きください。歳出について御説明をさせていただきます。

科目欄の上から3つ目の4学校施設等整備費の右の端の説明欄にございます1維持修繕費は、県立学校施設の新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、1億9,460万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。県立学校におきましては、これまでも、新型コロナウイルスの感染防止対策として、トイレ等の手洗いの自動水栓化改修やトイレの洋式化、空調設備の設置・更新など衛生環境の改善に向けた施設改修を各学校の状況に応じて進めてきたところです。今回の6月補正予算では、これまで未実施の箇所につきまして、こうした施設改修を行うものでございます。

具体的な実施内容といたしましては、トイレ等の手洗いの自動水栓化改修37校、トイレの洋式化改修27校、空調設備の設置・更新13校ほかを予定しております。

説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎大野委員 トイレの洋式化なんですけれども、県立学校も順次進めていただいております。ということで本当にありがとうございます。今、全体でどれぐらいの進捗率分かれば教えていただきたいんですけれども。

◎大崎学校安全対策課長 トイレの洋式化でございますけれども、県立学校につきましては全体で45%ぐらいの進捗率でございます。

◎大野委員 そしたら、この補正も含めて大体今年度にはどれぐらい終わる予定になっておりますでしょうか。

◎大崎学校安全対策課長 今回についてはコロナ対策ということになりますので、トイレについては全部で27校を予定しております。パーセントについては、全体としてはわから

ないんですけれども、かなりの洋式化が進むものと考えております。

◎大野委員 今後ともバリアフリー化、洋式化をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎中根委員 手洗いの自動水栓化は、全校に行き渡るといふ形ですか。

◎大崎学校安全対策課長 昨年度も9月補正予算をお認めいただきまして、17校ぐらゐの学校について自動水栓化の工事をやっております。今回、37校についてやりますので、今回の工事が完了すれば、おおむね必要な生徒のトイレなどの自動水栓化は完了する予定でございます。

◎坂本委員 トイレの洋式化の關係は、コロナ対策といふことでやられているわけですが、先ほど大野委員が言われたように基本的にはバリアフリー化といふ問題で、このコロナの問題がなくとも本来進めておかなければならぬ課題だつたと思ふんです。そういう意味では、今回やる27校の対応によつて進捗率がどれほどになるか分らないけれども、今までが45%。では、この新型コロナウイルス感染症対応のための予算措置がなくなつたときに、その後まだ残つているところをどういふふうに進めるのかといふことを考えるべきだと思ふんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

◎大崎学校安全対策課長 委員おっしゃるやうに、トイレの洋式化については計画的には進めておりますけれども、大きな工事になりますとかなりの費用がかかります。今後、長寿命化改修を学校ごとに進めていく予定にしており、そのときに大規模なトイレ工事といふのも考えておりますので、それが済みますとかなり完了ができると思つております。

◎坂本委員 トイレの洋式化は費用的にも多くの費用がかかるといふお話でしたけれども、手洗いの自動水栓化といふのは、1か所どれぐらゐの費用になつていますか。

◎大崎学校安全対策課長 大きな発注で何か所も合わせて発注をすると、1か所あたり3万円から5万円ぐらゐの安い費用で交換ができるやうになつております。

◎坂本委員 県立学校はこゝういふ形で自動水栓化がされるといふことで、ちよつとこの間、私もいろいろと学校安全対策課や学校保健のほうで問合せをさせていただいたんですけれども、小中学校で自動水栓化がされていないといふところで、コロナ対応の問題をめぐつて果たしてどうなんだろうかといふ保護者の方からの要望もあつたりしています。

今、特に固形石けんではどうしても固形石けんの表面上にばい菌がついたりするといふこともあつたりして、その使用について注意をしなければならぬと。きちんと衛生上保つ必要があるといふこともあつたりして、一方では液体石けんを使うといふことも含めて、では、それらを洗い流すときに自動水栓があることが望ましいだろうと思ふんです。それはトータルで液体石けんの問題あるいは自動水栓化の問題となると、学校数も多いですから費用面で随分とかかる部分があろうかと思ひます。

当面の措置として、教育委員会から、その辺の衛生上の対応を、特にこれから夏に向かつていくに当たつて衛生上十分氣をつけてくださいといふ文書も出していただいております。

すけれども、県立学校でないところの感染症対応というのは、どのように各市町村教育委員会で議論されているのか。県教育委員会としても、その辺は状況把握をしながら支援できることは支援していくことが、これからは必要になってくるのではないかと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

◎大崎学校安全対策課長 小中学校につきましても、各市町村に問合せをしましたら、全部の市町村のうち24市町村が自動水栓化を導入しているというお答えでございました。今後も、新型コロナの交付金や、小中学校の場合は文部科学省の環境改善の交付金を使えますので、そういった交付金を活用しまして、今後自動水栓化を進めていくとお聞きもしておりますので、そういったことで自動水栓化が今後進んでいくものと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎下村委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 当課からは、所管しております認定こども園に関します条例議案を2件御説明いたします。お手元の資料④議案説明書（条例その他）の4ページをお開きください。

1つ目は、4ページの下側に記載の第10号議案高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案です。この条例は、過疎地域自立促進特別措置法が本年3月末をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、当該法律を引用している2つの条例を改正するものです。

121ページに新旧対照表の抜粋を記載しております。

認定こども園の運営などの基準は、認定こども園法に基づく省令に準じて県が条例で定めることとなっており、この条例がそれに該当するものです。

なお、認定こども園は児童福祉施設の一つでもありますので、認定こども園法に基づく省令のほか、児童福祉法に基づく省令にも準じて条例で基準を定める必要がございます。そちらは、次の議案で御説明します別の条例で定めています。

改正箇所は129ページにございます。

10におきまして、過疎地域等ではこの条例で定める基準を緩和または適用しないことができるという特例を規定しており、その該当地域を定義するため引用しておりました法律を御覧のように改正するものでございます。

なお、法律は変わりましたが、本県では過疎の対象地域に変更ありませんので、改正に伴います実質的な影響はございません。

本議案の説明は以上でございます。

続きまして、もう1つの第12号議案につきましては、議案説明資料により御説明いたし

ます。教育委員会の議案説明資料、赤のインデックスの幼保支援課の1ページをお開きください。

右下のサービスごとの改正内容という欄に太字で記載しておりますのが、第12号議案におきまして改正する条例でございます。この2つの条例は、それぞれの条例名の下に記載の施設や事業の運営などの基準について、児童福祉法と障害者総合支援法に基づく省令に準じて一括して定めているものです。

上の条例の3つ目のところに、児童福祉施設とございます。児童福祉施設に関する基準もこの条例で定めているものです。先ほど御説明しましたとおり、認定こども園は児童福祉施設の一つでもありますので、この条例で定める基準も適用されることになります。

改正内容ですが、左側の主な改正事項欄を御覧ください。

今回、省令で①から⑤の内容の改正が行われました。それに伴い、2つの条例を改正しようとするものです。このうち、認定こども園に関連する改正は、①のみとなります。①は、事業者の負担軽減の観点から、諸記録の作成、保存について電磁的記録による対応を可能とするというものです。認定こども園における改正の影響はこの点のみとなります。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 先ほど御説明のありました認定こども園の関係で、事業者の負担軽減を図る意味でも対応が可能になったということですが、実際事業者のどの程度の簡素化につながっていくのか。

◎田中幼保支援課長 この改正によりまして、これまで認定こども園などで紙で作成、保存していた書類を、電磁的記録として残すことで対応が可能になるという事務的な部分でございます。当然、児童福祉施設ですので、入所される方の記録などをずっとつくっていく必要がございますが、そうしたところが電磁的記録での対応が可能になるというところでございます。

◎黒岩委員 相当今まで労力を割いていたところが、短時間でできるということにつながっていくんですか。

◎田中幼保支援課長 作成を要する書類や記録自体が減ったことにはならないんですけれども、手法として、電磁的記録だけで構わなくなるということになります。

◎中根委員 電磁的記録にというのは、便利なようで何かあったときに取り出せないなどということのために、例えば記録をしたものをペーパーで残すということをされる形はないですか。

◎田中幼保支援課長 電磁的記録のみでの作成、保管が可能になるということですので、これまでどおり紙で保管されていくことも当然構いませんし、現実的にはそういう園も多いのかなと思います。

◎中根委員 いろんな形で電磁的記録が使えなくなるということを考えるときに、紙記録も同時に取っておくことも大事ななという気がします。臨機応変かもしれませんが、電磁記録も使えるということはオーケーですけれども、あらゆる角度で記録を残すことを考える必要があるかなという思いがあってお聞きしました。

◎大野委員 今回、紙媒体に書いていたものがパソコン上で入力できることになるということで、例えば保育所などでも、臨時職員の方などが自宅に持ち帰ってそういう記録などをしていたということがあって、個人的にパソコンが貸与されていないという状況が保育現場から結構上がっています。学校現場だったらパソコンの貸与が結構あるんですけども、保育現場などでは個人的に自分が持っているものでやっているという状況があったりして、なかなか保育現場でのパソコンの普及が進んでないということが現実であるそうです。

そういったところもちよっと気にしておいていただいて、できたら職場の中で持ち帰ることがないような形で、現場で処理ができるようなことも進めていただきたいということを要請でお願いしたいと思います。

◎西内（隆）副委員長 DXの流れの中で負担感を減らすような方向でいけばいいんですけど、先ほど中根委員が言われたように、紙もという話になってくると、作業量的には結果は変わらないという話にもなってくるので、その辺はよくバランスを見ながらやってもらいたいというのが1点です。それともう1つは、今回の改正の中で、データの保存管理については事業者側が一元的に責任を負うということになるんだろうとは思いますが、中根委員も言われたように、紙と比べるとハードディスク1個に対して膨大な量のデータが保存できるので、そうすると紛失リスクというのは物すごく高くなっていく。その辺りの運用について、一定何かルールといいますか、事業者に対して求めていく内容というのは盛り込まれているんですか。それとも、それぞれ事業者の責任でという感じなんですか。

◎田中幼保支援課長 こういった児童福祉法に基づいて作成が必要な書類は、当然保管年限などが定められております。そこは、一義的には事業者で責任を持って保管いただくということになるかと思えます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、教育委員会より7件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることにいたします。

まず、学校等における新型コロナウイルス感染症対応の状況について、教育政策課の説明を求めます。

◎小笠原教育政策課長 学校等における新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、2月県議会以降の状況を御説明させていただきます。お手元の赤色のインデックス、教育政策課とついた資料を御覧いただけますでしょうか。こちらの1ページから御説明をさせていただきます。

まず、1学校における部活動関係の感染状況についてでございます。4月24日から開かれました女子バレーボール春季大会を契機としましてクラスターが発生し、県立7校におきまして教員2名と生徒18名、計20名の感染が確認をされました。同時に私立高校4校におきましても、12名の生徒の感染が確認をされております。

また、(2)にございますとおり、高知南高等学校女子バスケットボール部でもクラスターが発生し、生徒12名の感染が確認をされております。

これらに伴いまして、4月30日から5月7日までの間に県立7校が臨時休業をしたところでございます。また、この部活動関係のクラスター発生を受けまして、2に記載しておりますとおり、高知県高等学校体育大会、いわゆる県体における対応としまして、参加選手・関係者の健康観察のさらなる徹底、会場におけます感染拡大防止対策、大会終了後の健康管理の徹底を図りますとともに、緊急的な対応としまして大会参加者への簡易検査キットによる検査も実施いたしました。こうした取組もございまして、県体を契機とします感染は発生いたしませんでした。

次に、3の今月17日から開催予定の県中学校総合体育大会につきましては、高校県体で得ました知見も生かしまして、より一層感染防止対策や健康観察を徹底してまいります。

また、この機を捉えまして市町村教育委員会とも連携をし、全ての生徒が新型コロナウイルス感染症の正しい知識のほか、感染防止対策、感染者等に対する差別や誹謗中傷の卑劣さ、無意味さなどについて、健康教育や人権教育の観点から改めて学習をすることといたしております。

なお、これらの内容につきまして、県内全ての中学校長を対象に開催をしました臨時校長会におきまして、こういった趣旨を徹底しておるところです。

資料の裏面、2ページを御覧いただけますでしょうか。

部活動以外の感染状況としましては、4の表に記載しておりますとおり、県立学校関係で3校6名の感染が確認をされました。また、生涯学習課で事業委託をしております高知県生涯学習支援センターで1名、県教育委員会事務局で1名、県立埋蔵文化財センターで2名の感染が確認をされております。これらの学校施設等におきましては、一部消毒等のため休業、休館をしたところもございましたけれども、現在は通常どおり活動を再開をしております。

最後に、5ワクチンの職域接種についてでございます。高知新港旅客ターミナルなどにおいて実施をされます県直営の職域接種につきましては、健康政策部と連携をしながら、

まずは、特別支援学校及び高知市所在の公立学校に勤務する教職員の接種希望者を対象としまして、接種が受けられるよう準備を進めているところです。この後、実施範囲を保育士や幼稚園教諭等へも順次拡大をしていくこととしてございます。

また、国からのワクチンの供給状況でありますとか、市町村における一般接種の進捗状況も確認をしながら、対象となる学校等の範囲を順次拡大してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎大野委員 今の2ページの最後のワクチンの職域接種のことなんですけれども、これは学校等の範囲の拡大を検討するというところで、これはあくまで教職員ということでよろしいでしょうか。

◎小笠原教育政策課長 教職員もそうですし、正規の教員に限らず、例えば学校に出入りをしております給食の職員でありますとか、ALTの方々なども申込みの対象とできるようにしてございます。教職員の後は、保育士、幼稚園の教員、それから私どもの管轄ではないんですけれども、児童福祉施設の職員などにも対象を順次拡大をしていくように予定をしてございます。

◎大野委員 ちょっと気になる点があって、市町村によっては今16歳から対象ということで、もう既にワクチンの接種の申込みなども配布されている市町村もあるようです。ということは、16歳以上になると現役の高校生も対象になってくるわけです。そういうところで、教育委員会として、現在在籍している高校生への対応とかいうことも、もうやっているとところがあれば、やっていないところもあるということも出てくると思うんですが、そこら辺はこれからどういうふうになっていきますか。

◎小笠原教育政策課長 子供への接種につきましては、一義的にやはり市町村のほうで対応するということになると思います。委員おっしゃったように、市町村によって進捗は様々だと思いますけれども、まず高知市におけます接種の加速化を図るといった前提のもとで、教員や警察官、あるいは保育士、幼稚園教員など、高知市を対象としました職域接種をまずしていくといった取組をしているところです。

◎大野委員 国の方針もあると思うんですけれども、今の時点では、やっぱり学校としては集団接種をやらないと。各市町村で先行しているところは、16歳ができるならば先にやっけてくださいという考え方でよろしいのでしょうか。

◎小笠原教育政策課長 委員おっしゃったとおりでございます。学校で集団接種をやるといった話は県内では承知をしていないところです。

◎伊藤教育長 今の学校の集団接種の件についてですけども、6月22日付で国からも通知が来ております。学校での集団接種については、保護者への説明の機会が乏しくなること、

個々への意向が必ずしも尊重されずに生徒が同調圧力を生みがちであること、接種後に見られた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があるというこの3点で、現在文部科学省としては推奨するものではないという通知が出てきております。

そういったことで、現時点でということ縛りがかかっていますけれども、文部科学省としては推奨しないという通知が出ておまして、私どももそういった通知を県内の各市町村教育委員会などに出させていただいております。今、課長が申し上げましたように、地域の実情に応じて、どうしても接種主体である市町村が学校でやらなければならないという判断をした場合には、情報提供体制などいろいろなところについて十分配慮し、慎重な対応をしてくださいといったことで、県からも6月22日付で各市町村と教育委員会に通知をさせてもらっています。

◎大野委員 自分も高校生の子供がいて、保護者の立場としてはすごく微妙でして、例えば郡部の子供が高知市内の学校へ通わせてもらっている中で、一部だけやれるという状況があっても意味があるのかとか、ワクチンの副反応のことなども含めて、どうしたらいいものかというのは、なかなか判断しづらい状況がありまして、本当に高校生に打っていいものなのかということも含めて、情報提供もしていただければありがたいと思っていて、これは要請ということをお願いします。

◎三石委員 誰もがコロナにはかかりたくないですね。好んでコロナにかかりたいという人はいないわけで。しかし、なってしまった。当然、どうしてこういうことになったのか、なった原因は何かということは究明していかないといけない。そしたら、今度から、周りはそういうことに気をつけていかないといけないということで、徹底してその辺りはやっていると思いますが。

事後ですよ。特に学校では、あれがなったからだとか、あそこの部活に出たからあそこの部活とは付き合わんとか、そんなことはないと思うけど。事後の指導が物すごく学校では大事になってくると思うんです。コロナだけに関してではなくて、偏見だとか差別だとか、日頃から人権教育などもやられていると思うんだけど、特にコロナについての周りの学級や学校全体での事後指導というか。これは大人に対しても言えることで、保護者の中に騒ぎ立てる保護者などいろんな方がいるでしょう。そういうところの事後の指導はしっかりやっていかれているんですか。

◎菅谷教育次長 まさに委員御指摘いただいたとおりのところで、まず、今回の春季大会を契機とした感染の原因の分析をしても、やはり自らがうつらないようにする感染防止対策というのは一定意識は持っておりますけれども、周りにもうつさない、自分がいつでもうつすリスクがあるんだということも、ここから見えてきた大事な点かと思っております。

そうした感染防止の観点と、御指摘をいただきましたような人権教育ということも踏

まえまして、先ほど教育政策課長から御説明もさせていただきましたが、中学校の県体の開催に向けて、県体に参加する選手だけではなく、全中学生に対して、現在誰もが人に感染させる可能性は持っているので、気をつけることはもちろんですけれども、感染はいつでもどこでも誰にでもうつるので、そうしたリスクは誰にでもあるのだと、だからこそうつた方に対して誹謗中傷をすることがいかに無意味であるか、またそうしたことを言ったことによっていつ自分も同じような立場になる可能性があるといったことをしっかりと伝えていただくべく、東部・中部・西部の校長会、高知市の校長会の全てで御説明をさせていただきました。そうしたものをしっかりと学校現場で教えていただくということをもって、中学の県体を迎えたいと考えておりますし、県体だけではなく、教育的な側面としてしっかりやっていきたいと考えております。

◎三石委員 繰り返しになりますけれども、なりたくてなる人はいないわけで。だから、どういうところに気をつけたらならないのか、どういうところに気をつけてなかったからなってしまったという、その辺りの原因をかつちりすることと、これも繰り返しになりますけれども、事後の指導が本当に大事になってくると思うんです。コロナを通じての人権教育を、児童生徒はもちろん保護者に対しても、そういう偏見を持ったりということをしていないことの訴えは大事だと思うんです。当然、コロナに関してだけじゃなくやっていると思いますけれども。

いろいろ聞いてみるに、のけものにされたりとか、変なうわさを立てられたりとか、誰それが悪いとか、そういう話が入ってくるんです。それとか、いろいろなところに飛び火していったりするわけで、そこの辺りを十分に事後の指導を徹底して今後もやっていただきたい。たまたまコロナに関してのことが出ているけれども、コロナだけに関してじゃなくて、その辺り再度どうですか。

◎菅谷教育次長 まさにこうした経験を持って、学校教育の中でしっかり道徳的な側面の観点からも教育を行っていくのが大事だと思っております。委員御指摘をいただきましたように、先ほど御答弁申し上げたような中学の県体に向けた資料は取りまとめて配ることとしております。特に健康管理等については、家庭の協力は不可欠になりますので、これを学校現場で生徒に配り、生徒が家庭に持ち帰っていただいて、しっかり家庭の方とも話をさせていただくことによって、大人に対しても、誹謗中傷をしない、真に注意すべきはこの感染症というものであって誰かを責めたりすることが無意味であるということについては、生徒を通じて全体への普及にもつながっていくことを期待しております。

◎三石委員 ぜひ、よろしく申し上げます。

◎田中委員 御説明の中で、今回の県体含めた関係でコロナ対策の話があったんですけど、全体的な話としてお教えいただきたいです。先日の喫緊の対策本部会議で、知事が南国市、香美市、土佐市という形で初めて市町村名を出されました。ちょっと管内で分かりにくい

という自治体もあって、これまで知事部局に対してもお願いもしてきましたけれども、どうしても特定されることによつての課題があるということで、これまでは市町村名はなかなか出てこなかったということがあったと思うんです。

そういった中で、先ほど説明ありましたように、これまで様々な機会で校長会や地教委と連携を取りながら、情報共有はされてきたとは思いますが。コロナが始まって約1年半近くになってきますけれど、そんな中で、現場で勤務をされている教職員の方々というのは、どれぐらいリアルタイムで発生状況をお持ちですか。

◎菅谷教育次長 まず、県教育委員会としても、公にしていくべき場面とそうでない場面と分けて考えております。やはり感染の拡大の可能性があつて学校を休業にしなければならぬ場合というのは、原則公表という形にしておりますので、当然校長から真っ先に教員にいついつから休業にするということを共有させていただいております。一方で、例えば濃厚接触者が校内になくて、その感染をした方のみが欠席をすることによって学校運営を継続できるような場合に関しては、これは情報としては特別周知することなく行っています。それは、個人特定につながってしまいますので、できるだけそういったものは控えた形でという形で運用しております。感染の拡大が懸念されるようなケースに関しては基本的に県立学校においては、休業等の場合には必ず公表してきたという運用でございます。

◎田中委員 県立学校は特に県教育委員会から直接指示も出しているんですけど、私が特に心配、懸念をするのは、具体的に申し上げると私の地元の南国市は、知事もお話ありましたように、すごく今感染者が急増しているということです。今まで、知事部局、健康政策部などでは、当該市町村で感染者が出た場合には、市町村への連絡はされていると思うんです。そういったことによつて、例えばその市町村の役所では、出ているということで一定危機管理の意識を持てるんですよね。しかしながら、公務員であっても教員の先生方などのいろんな方々が、実際にいざ危機感を持つということには至っていないと思うんです。

やっぱり、リアルタイムで一定の感染が急増している地域なんだということが分かっていたら、日頃の行動もそうですし、学校現場においても一定様々変わってくるのかなと思っています。なかなか情報の共有は、内容にもよつて難しいとは思いますが、特にこれから変異株が多くなつてきて、感染力が強いということで、児童生徒に対してももう少し今まで以上に警戒をして、しっかり防止対策をしていかないといけないと思っています。そういった意味でも、学校現場に地教委を通じてでも結構ですけど、そういう急増しているなどの知事部局からの発表があれば、情報共有できるような体制もぜひとっていただきたいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

◎菅谷教育次長 学校名を公表したり特定をしていくということに関しては、まず原則

としては、市町村の判断で行っていただいております。保健所との関係の中で、学校名はこれまで公表してこなかった自治体もあると認識をしております。その部分に関しては、やはり設置者としての責任において、それぞれお考えのもとでやられていることとは思いますが、こちらから強く何か求めるというのは難しいところがございますけれども、随所に市町村教育長等との意見交換の場がございますので、こうした県教育委員会の対応というのは、これまでも御紹介をさせていただいてきておりますので、そうした中で、そういった情報共有の対応等についても、お知らせをさせていただきたいと思っております。

◎中根委員 誰がなってもおかしくないような蔓延状況だと思います。ですから、誰がなったからどうこうではなくて、田中委員もおっしゃったけれど、正確な知見で今どういう状況なのかというのを、学校の先生方は子供たちとの接触やいろんな保護者との対応もある職種ですので、一定正確な情報を知っておくのはやっぱり大事だなと思っております。先ほどお話をされましたから、いろんな角度でこれからも知らせる努力をしていただきたいと思います。

私がお聞きしたいのは、中学校総合体育大会は、県体の知見を生かしてと書かれております。県体の場合は、簡易キットで検査したわけですね。子供たちの中には、不安もいろいろあったという新聞報道も見ましたが、やっぱり誰がなってもおかしくないので、無症状でほかの人にうつすことがないような対応というのは、あらゆる場で取っていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。私は、県体で行ったこの簡易キットでの検査というのは、検査をした子供たちにとっては、ちょっとどきどきしたような中身があったかもしれないけれど、集団で集まる場に行く人は、簡易キットで検査するのが当たり前という風潮を本来はつくって行って、これ以上の蔓延を防ぐという取組も大変大事じゃないかと思っております。中学校総体に向けて、簡易キットでの検査をするという考え方はないのかどうか、そこを教えてください。

◎菅谷教育次長 7月中旬に予定をしております県中学校総合体育大会に向けましては、現時点では、まず高校の県体の状況を踏まえますと、このキットを利用したことによってキットでの陽性という者が2名おりましたけれども、実際にPCR検査に回った段階では、偽陽性という形で陽性はゼロという結果でございました。

それよりも、大会に向けて体調不良であったり、身内に陽性者がいた場合等に自主的な判断で辞退をしていただいたチーム、個人がございまして、大会の参加を事前にやめてもらった中で実際に陽性者も出ております。このことから、この知見というものに関しては、検査キットというよりはしっかり事前の体調を把握して、ちょっとでもおかしいなというリスクを感じた場合には、事前にしっかり勇気を持って辞退をすることが、まず大事であるというのが、この高校県体を通じて得られた知見だと思っております。

また、特に高校の場面においては、この春の春季大会で非常に高校現場に感染者も広がっていたということもございましたので、安心安全を得るために緊急的な形でこの検査キットを利用しましたけれども、やはり実際には、先ほど申しました偽陽性になった生徒は非常に精神的な負担も大きかったという報告も受けてございます。

そうしたことを踏まえますと、発達段階として高校生よりの下の中学生の段階にこのキットを使うという方法ではなく、先ほど申し上げたように、高校県体で得られた知見を生かして、しっかり事前の体調管理を徹底していただき、また、当日に辞退をすることについても、あらかじめしっかりとみんなで認識を共有していただく。辞退をする1人のためによってチームが辞退することが非常に精神的な負担になるとは思うんですけれども、そうしないと大会で広げてしまう、だから辞退をするというのは悪いことではないんだということをしっかり事前に話し合いをしていただく。それが先ほどの人権教育の観点にもつながっていくと思いますし、そういった方策をもって対応していきたいと考えております。

◎中根委員 体調が悪いとか、周りの状況で参加辞退をどのようにしていくのかというのは、もう大前提だと思うんです。新型コロナウイルス感染症というのは、無自覚で広げるということが一番大変なわけですから。検査キットで偽陽性になった子供たちがショックを受けたという状況が、ショックを受けるのではなく、いや偽陽性でよかったねと言える風潮を社会全体につくらなければ、これからも感染が広がることを防ぐことができないんじゃないか。考え方なんですけど。

ですから、偽陽性になった、わあどうしようってそれはもうショックですよ。だけどそれが、偽陽性でよかったね、違ったんだよということで、ドキドキしたけどよかったなと思える。そういう風潮を社会全体がつくらないと、無症状で無自覚で広げるという新型コロナウイルス感染症をストップさせることはできないのではないかと。だから、そういうところを恐れない。事後に嫌な思いをしたりすることがない状況をつくっていくためにも、いやそういうものなんだ、無自覚なところでストップをさせることが大事なんだ、だからこういう検査キットもあるので使うんですという発想が、たくさんの子供たちが集まる場、しかもマスクなしで対応しなければならぬことが多い場などに対しては、そういう発想の転換が私は要るんじゃないかと。あまり恐れる必要はないよということを、逆に子供たちにも教えながら、封じていくことが必要なんじゃないかなという思いがあります。県体で行ったのは、そのときに発症された方がいたということもありましたけれども、こういうところは中学校の総体にもぜひ生かしてもらいたいという思いがあったものですから、お聞きをしました。

ぜひ、その発想の転換を教育委員会自体もしていく必要があって、その中でみんなの意識も、こわごわではなくて、もうこれだけ蔓延したら誰がなってもおかしくない、ただ、人にうつすことをストップさせるためにこういう検査って大事よねという発想に変えるこ

とが大事ではないかと思えます。子供たちが変に負担感を持つことを避けるのではなくて、それは負担感を持つのは当たり前なだけけれども、さらにその先の意義があるということ、ぜひ検討してもらいたいと思えます。

◎菅谷教育次長 まず、実際に陽性になって感染してしまうことに関しての教育に関しては、それは本人が悪いわけではなく、やはりウイルスの問題であるといったことについては、しっかり教育はさせていただきたいと思っております。

ただ一方で、発達段階として、この検査を1人でやってもらって、そのときに検査キットで陽性が出た場合、その後に医療機関に行くというプロセスに関しては、やはり負担が大きいものだと思っておりますし、何より、特に本県においては、先ほど来申し上げておりますように、実際に高校県体での感染拡大を防げたのは、様々なリスクを負った方々が、自ら事前にしっかりと辞退をしてもらったためだと考えておりますので、そうした知見を生かした形での開催の実施をしていきたいと考えております。

◎上田（貢）委員 ワクチン接種について、教職員の方は新港で、児童生徒は市町村の対応ということなんですが、先日の新聞報道でも高知市は60歳から64歳への接種券は7月1日に発送、50歳から59歳が7月中旬ということでありましてけれど、それ以下、40歳から49歳が4万8,000人、12歳から39歳が8万5,000人いるわけですが、全体のスケジュールは今どんなでしょうか。

◎小笠原教育政策課長 市町村によって、もちろん進捗状況は違うだろうと思えます。国では、11月末までというのを目指すと総理が御発言をされていると承知をしておりますし、先ほど委員から御紹介のあった新聞記事によりますと、高知市は現時点では12月中旬までに全対象者の接種を完了できると試算しているという記事があったと承知もしております。

いずれにいたしましても、高知市が一番人口も多いですし、スピードもかかるだろうと思っております。私どももできるところで、こういった職域接種で加速化をしていきたいと思っております。

◎上田（貢）委員 先ほどの高知市の数字ですけども、職域接種の関係が予測でも厳しい状況になってきましたので、かなり大幅に前倒しをするという話を聞いていますので、その辺は県と市で連携をしながら進めていただきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎武田小中学校課長 総務委員会資料報告事項の赤色のインデックス、小中学校課をお開きください。

教員の度重なる不祥事が発生し、大変申し訳ありません。先日処分を行いました2つの事案について御説明させていただきます。この2つの事案については、被害者に生徒が含まれているため、被害者保護の観点から、通常は対象職員の所属名、氏名、年齢の公表は

しておりません。しかしながら、本事案は高知地方裁判所での公判や判決等が既に報道発表されておりますので、氏名と年齢については明らかにした形で御報告させていただきます。

1つ目の事案は、高知市内の公衆浴場での盗撮により、高知県迷惑防止条例違反及び児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕、起訴され、失職となった公立中学校元教諭、男性26歳に対して、退職手当の支給制限処分を行ったものです。

概要につきまして御説明させていただきます。元教諭は、令和2年10月27日に高知市の公衆浴場の男性の脱衣場で自身のスマートフォンを使って動画撮影をしたことにより、高知県迷惑防止条例違反の容疑で高知県警に逮捕されました。逮捕後の取調べの中で、元教諭は、水泳の授業で更衣をしている自校の男子生徒の裸体を自身のスマートフォンで動画撮影し、ノートパソコンに保存したことを認めたため、児童ポルノ禁止法違反の容疑で再逮捕されました。

その後、元教諭は、12月28日に高知地方検察庁から高知地方裁判所に起訴されて、令和3年2月22日、3月11日の2回の公判を経て、3月23日に高知県迷惑防止条例違反及び児童ポルノ禁止法違反により、懲役2年、執行猶予4年の判決が言い渡されております。その後、元教諭は控訴期限まで控訴せず、4月7日に同判決が確定し、地方公務員法第28条第4項に該当し、失職いたしました。なお、元教諭は公判への影響があるとして、弁護士を通じて、てんまつ書の作成を拒否したため元教諭自身からの事実確認ができず、公判の結論を待っての処分となりました。

裁判の結果、元教諭の失職が確定したため、職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規定に基づき、4月20日付で退職手当の全部について不支給の処分を行いました。

2つ目の事案は、県内の宿泊施設内で部活動の合宿中に男子生徒の体を触るなどのわいせつな行為を行ったことにより、強制わいせつ罪の容疑で逮捕、起訴され、失職となった公立中学校教諭、男性32歳に対して、退職手当の支給制限処分を行ったものです。

概要につきまして御説明させていただきます。元教諭は、令和2年8月14日から16日に行われた部活動の合宿において、宿泊した14日と15日に同校生徒の体を繰り返し触るなどのわいせつな行為をした強制わいせつ罪の容疑で、同年11月12日に高知県警に逮捕されました。その後、元教諭は12月3日に高知地方検察庁から高知地方裁判所に起訴され、令和3年1月29日、3月9日、3月24日の3回の公判を経て、4月13日に強制わいせつ罪により懲役1年6月の判決が言い渡されております。その後、元教諭が控訴せず、4月28日に同判決が確定して失職いたしました。なお、元教諭は逮捕前にてんまつ書を作成しておりますが、被害生徒からの訴えとてんまつ書の内容に差異があり、公判によって事実を確認する必要があったため、公判の結論を待っての処分となりました。

裁判の結果、元教諭の失職が確定したため、5月18日付で退職手当の全部について不支

給の処分を行いました。

以上、2つの事案の概要となります。

県教育委員会としましては、職員の自校生徒へのわいせつ行為という、あってはならない事案が2件発生した事態を重く受け止めております。教職員による不祥事の根絶に向けて、全ての教員が、教育公務員としての職責を改めて自覚するとともに、引き続き、学校の組織力向上による人材育成に努め、県教育委員会と市町村教育委員会が子供たちのために一丸となって、職務に取り組むことで県民の皆様の本県の学校への信頼回復に努めてまいります。

以上で、説明を終わります。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**三石委員** 課長が言われたとおり、もうこんなのは話にならん。こういうことがないようにしないといけないですね。以上。

◎**田中委員** こういう処分の内容というのは、実際の現場の教職員の方には、報道ベースは別として、何か教育委員会から伝わったりするんですか。

◎**武田小中学校課長** この件に関しましては、昨年度の事案でございますので、本年度4月の校長会におきまして、まず教育長からわいせつ事案に限らず不祥事の行為につきまして話があった後、私からも事実、事案を含めて話をしております。その上で、各校でもう一度、そういった事案がないようにということで話をしており、各学校で不祥事についての取組をしております。

◎**田中委員** 全然別の案件の例えば飲酒運転だったら、今、厳罰化されてきているじゃないですか。だから、飲酒運転をやったらすぐ失職するという現場の方のイメージですよ。このお二方とも26歳と32歳なので、こういうことを起こしたらこうなるということが、しっかり分かっていくことが大事じゃないかと思ひまして、何かそういう共有がこれからできていったらいいのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

◎**武田小中学校課長** 県教育委員会で「信頼される学校づくりのために」という冊子を出しております、その冊子の中にいろいろな事案を設けております。その中で、先ほど委員が言われたように、こういう事案があればこうなるといったことも載せております。わいせつも含めまして、不祥事を防止する観点とともに、やっぱりチーム学校で子供たちを一丸となるということの一つの目的として、職員会と校長会を通じてお願いしておりますので、そういったようなことも含めて、適宜開催しているとかんでおります。

◎**中根委員** こういう事案が発生して、それで処分になるまでの間が半年とか何か月とかありますよね。その間に学校現場は、その先生は来ないですが、臨時配置などをどんな形でされているんですか。

◎**武田小中学校課長** 基本的に学校現場では授業に穴が開かないようにという形で、人事

で臨時教員を配置するなどの措置をとっております。

◎**下村委員長** 今回の事案は、子供たちの言わば心が一番大事なときに、一番信頼する先生からそういうことをされたということで、やっぱりどうしても、これからずっといろいろな意味で引きずっていったり、悩みの部分になっていくところもあろうかと思えます。ぜひその辺も、子供たちが今後できるだけそういう思いを持たずに、また、前を向いて明るくやっていける体制になるように、ここはもう教育委員会一丸となってお願いしたいと、それ1点です。

質疑を終わります。

次に、非強制徴収債権の放棄について、高等学校課の説明を求めます。

◎**濱川高等学校課長** 令和2年度に高知県債権管理条例に基づきまして、非強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告をさせていただきます。お手元の資料、報告事項の赤いインデックス、高等学校課の1ページをお開きください。

高知県高等学校等奨学金及び当該奨学金に附帯する延滞利子に係る債権1件について、令和3年3月31日に放棄いたしました。金額は23万4,700円でございます。

まず、1債権整理に向けた取組について御説明をいたします。

1つ目の(1)高知県債権管理条例の制定についてですが、平成29年4月1日から、この条例が施行されておりました、一定の要件のもとで債権放棄が可能になっております。今回の債権放棄については、資料にありますとおり第14条第1項第2号の下線のところに規定をされているところでございます。また、枠で囲んでる部分の下の米印にございますけれども、これらの放棄は年度末に一括して行いまして、6月議会に報告することとなっております。

次に、2つ目の(2)全庁的な取組についてでございます。債権管理条例の制定後に開催されました平成29年度第1回税外未収金対策幹事会において、回収の見込みのない債権については、県条例の規定に基づき、債権放棄を推進することが確認をされております。

裏面の2ページを御覧いただければと思います。

今回御報告する案件の内容と、令和2年度に行った債権放棄及び不納欠損処理について御説明をさせていただきます。

まず、高等学校等奨学金は、高等学校等において経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与するものでございまして、返還は原則、貸与期間が満了した半年後から始まります。

今回の債務者は、平成20年4月から平成23年3月までの間に計64万8,000円の貸与を受け、平成23年10月から月額6,000円の返還を開始し、計45万円の納付がございました。しかしながら、平成30年5月1日に、平成29年12月分を入金したのを最後に返還が滞りまして、奨学金の元金19万8,000円及び延滞利子3万6,700円を滞納するに至っております。

今回の案件は、債務者及びその連帯保証人2名が破産法による免責を許可された案件でございます。債務者は、令和2年2月5日に高知地方裁判所から破産法による免責を許可されておりまして、また、連帯保証人2名のうち1名は令和2年2月5日に、もう1名の連帯保証人は令和2年5月21日に、それぞれ免責を許可されております。

その後、令和2年11月17日に開催されました令和2年度第1回高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会におきまして、県条例第14条第1項第2号に基づく放棄案件として報告を行いました。

同部会での審議の結果、県条例第14条第1項第2号に規定する放棄案件を満たすことが確認されましたので、年度末の令和3年3月31日付で延滞利子を含む23万4,700円の債権放棄を行うとともに、令和3年4月7日付で、奨学金元金19万8,000円の不納欠損処理を行ったところでございます。

次に、3未収金債権に対する今後の取組についてでございます。

当課の担当する奨学金に係る未収金の債権回収につきましては、今後も債務者及び連帯保証人への文書や電話による納付指導等を徹底して行いますほか、債権回収の強化策といたしまして、回収困難な案件に係る債権回収業務を弁護士に委託して、未収金債権のさらなる回収に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、資料の参考の部分をご覧になっていただきたいと思います。

今回御報告いたします債務者の住所、氏名の取扱いについて、高知県個人情報保護条例と、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を記載させていただいております。

氏名等を開示しないなどの要配慮個人情報につきましては、この条例及び規則によって定められているところですが、法務文書課とも協議を行い、今回の案件はこの7つの項目どれにも該当しないため、原則として開示するものとなっております。

説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、教職員の不祥事について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎高橋特別支援教育課長 県立学校教職員の不祥事事案について説明をさせていただきます。総務委員会資料報告事項の赤のインデックス、特別支援教育課の1ページをお開きください。

校長の職務上の命令に従わず、特定の生徒とSNSで個人的なやり取りを行い、また、未成年者である生徒に携帯電話やたばこ等を買って与えていた県立学校教職員に対する懲戒処分事案でございます。

懲戒処分を受けた職員は、県立特別支援学校の教諭でございます。特別支援学校に勤務

する教諭は、平成30年度に担任していた男子生徒のことを自分の子供のように思い込み、学校行事に参加することを嫌がる当該生徒に対して、平成30年12月頃から、当該生徒に釣り用品や財布等を買って与え始めました。

平成31年3月、同教諭は、校長から、当該生徒の電話番号を聞き出そうとしていることを注意され、さらに令和元年5月には当該生徒に、ソーシャル・ネットワーキング・サービスであるLINEの連絡先交換を求めていること等を注意されたにもかかわらず、同年の夏休み前に、当該生徒の夏休み中の動向を把握したいと考え、校長の許可や当該生徒の保護者の承諾を得ることなく、当該生徒と電話番号を交換し、さらに同年の夏休み中には、LINEの連絡先を交換して、当該生徒と個人的なやり取りを始めました。

令和元年10月末から、同教諭は、定期的に当該生徒の自宅近くまで行き、お菓子やジュースを買って与えることが習慣のようになり、当該生徒から「たばこ買って」と求められ、未成年である当該生徒に対して、複数回たばこや電子たばこを買って与えました。また、同年末頃には、同教諭は、携帯電話が壊れたという当該生徒に同教諭名義で携帯電話利用に係る契約を行った上で、当該生徒に高額な携帯電話（スマートフォン）を買って与えました。同教諭は、令和2年4月1日に他校に異動した後も、当該生徒にたばこやその他の物を買って与える行為を続ける中、令和2年12月、外部からの連絡で当該生徒が2台の携帯電話を所持していることが分かったことをきっかけに、本事案が判明いたしました。

上司の職務上の命令に従わず特定の生徒とLINEを利用して個人的なやり取りを行い、高額な物品を買って与える行為は、全体の奉仕者たる公務員として不適切な行為であると言わざるを得ず、さらに未成年者に対してたばこを買って与える行為は、教育公務員として規範意識や遵法精神が欠如した行為でございます。こうした行為は、子供たちの社会性を育み、規範意識を高揚させ、健全な育成をつかさどる教員としての責務に反し、教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものであることから、令和3年4月20日付で戒告の懲戒処分としたものでございます。

このたびの不祥事により、県民の皆様の信頼を大きく損なう事態となり、誠に申し訳ありません。本事案を受けまして、全教職員に対して服務規律を徹底し、教育公務員としての職責について改めて自覚を促すとともに、各所属において法令遵守の徹底を図るよう周知いたしました。引き続き、学校の組織力向上に努め、不祥事防止につながる風通しのよい職場環境をつくり上げてまいります。

特別支援教育課からは以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎三石委員 これもちょっとやり過ぎというか、普通じゃないですよ。戒告で大丈夫ですか。決まりは決まりだろうから、こういうことになったと思うんだけど。この先生、その後どうですか。

◎高橋特別支援教育課長 本事案につきましては、事前に校長から注意を受けていたにもかかわらず、校長の許可、保護者の承諾を得ることなく、生徒と電話番号交換したことが1点。あと、生徒の自宅付近まで頻繁に行き、常識の範囲を超える程度に物品を買い与えていたこと。また、生徒に複数回たばこを与えて、未成年者喫煙禁止法違反を助長したことが、地方公務員法第32条の法令等及び上司の職務上の命令に従う義務及び第33条の信用失墜行為の禁止に抵触すると判断いたしまして、専門的知見を有する弁護士の見解を踏まえて、戒告が適当と判断いたしました。

また、当該生徒の保護者には教諭自らが説明、謝罪をいたしまして謝罪を受け入れていただいていること、教諭が自らの行為を深く反省していること、専門的知見を有する弁護士からいただいた意見等を考慮いたしまして、戒告としております。

◎三石委員 どう考えてみても、これはおかしい。本当に自分の子供のように思い込む、そのぐらい子供のことを思っていることは悪いことでは決してないと思うんですよ。でも、誰が普通どう考えてみてもちょっと異常ですね。性格というか人格というか、ちょっとこれはこういう先生に子供を預けていいのかなど。これ、もう少しエスカレートしたら大変なことになるのではなからうかというのは危惧をします。

この程度であれば、戒告ということでしょうけれども、その後、現場でこの先生は大丈夫なんですか。どのような状況になっているんですか。

◎高橋特別支援教育課長 現在の教諭の状況ですけれども、管理職が職務遂行状況を確認しながら、学校勤務を続けている状況でございます。また、本事案は教諭が前任校の特定の生徒に対して行ったものでございまして、他の生徒との不適切な関係が確認されていないことから、現任校でも児童生徒の対応を行っているところでございます。

◎三石委員 要注意の先生だと私は思います。あまり過去のことをほじくり出していろいろと言うのもなんですけれども、やっぱり見守っていく対象の先生でしょうね。そういうように思いますので、ぜひ注意して見ていていただきたいと思います。

◎梶原委員 関連して。戒告の処分と併せて、何らかの対処があったんですか。ある一定の期間、精神的なケアをすとか。はっきり言ったら、これは何をしたらよくて何をしていけないという善悪の判断がついていないし、分かってやっている面と分からずやっている面と、これぐらいいいだろうという自己で判断した面と、そういったものが今後職務に当たるにおいて、適切な判断をいかにできるかという担保を、教育委員会としてしっかりしなくてはいけないと思うんですけれど。この教員に対する何らかの措置やケアなどの状況はどうなんでしょう。

◎高橋特別支援教育課長 学校においてですけれども、引き続き教諭の今後の職務遂行状況を注意深く見守っていただくこと。また、学校で定期的に面談を行っていくことをやっていくということでございます。

◎梶原委員 学校においてやることも大事ですけれども、引き続き組織として、何かの対応をした上で、また職務に当たっていただくようなことにしないと、次に何かを起こした場合に、結局何もしていかないからでしょうと指摘もされかねないですけれども、その辺はどのように考えていますか。

◎高橋特別支援教育課長 組織として、不祥事のより一層の防止に向けて、令和2年4月1日に施行しました教職員の懲戒処分の指針の周知、徹底を図るとともに、あらゆる機会を通じまして、服務規律の徹底をさらに図っていく。また、正規教職員はもとより、臨時的任用職員、会計年度任用職員なども含めまして、全教職員に対しまして、公務員としての高い倫理感、規範意識を確立していくこととしております。

また、学校組織の在り方検討委員会報告書というものがございまして、その内容を踏まえまして、学校組織の向上にさらに努め、不祥事を未然に防止できる組織づくりをすることで、組織的にこういった不祥事防止に動き、県民の皆様の信頼回復に努めていくこととしております。

◎梶原委員 そういった取組をしているのは承知していますが、それでもなお、こうした不祥事の報告が度々上がってきますので、今すぐに数字的にあるかどうかは分かりませんが、一度こういった戒告などの処分を受けた後に職務に復帰をして、再びまた何かの問題を起こしたという事例がこれまでどれだけあるのか、少し調べていただいて後ほど知らせていただけますかね。

◎下村委員長 今お話あったとおり、そういう資料があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

◎高橋特別支援教育課長 資料を準備して報告いたします。

◎西内(隆)副委員長 関連で。ざばり言うと、先ほどの前の不祥事もそうですけれども、本人の属人的な性癖であるとか、後者については、本人がひょっとしたらまた再発するような属人的な要素があるのかもしれないというところにおいて、いろんな多様性を認めてきた背景もあるんですが、あちこちにリスクがあるわけですね。

採用のときに、今いろんな工夫をされていると思いますけれども、今後ひょっとしたら、属人的なところのリスクを洗い出すためのスクリーニングなどの手法があるようだったら検討していく余地があるのではないかと思います。もちろんそれは、それをもって採用しないという意味ではなくて、例えばどういう部分について注意すべきかを啓発していくための材料として使うような、そういうフォーマルな検討をしていただければと、要請で終わりたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

昼食のため、ここで休憩とします。再開時刻を午後1時といたしますのでよろしくお願ひいたします。

(昼食のため休憩 11時56分 ～ 13時00分)

◎下村委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、新知的障害特別支援学校の学校概要について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎高橋特別支援教育課長 新知的障害特別支援学校の学校概要につきまして報告させていただきます。総務委員会資料報告事項の赤のインデックス、特別支援教育課の2ページをお開きください。

この件に関しましては、令和2年6月議会の総務委員会におきまして、現状と課題、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会からの提言について御説明差し上げまして、旧高知江の口特別支援学校を改修し、新しい知的障害特別支援学校を設置していくという方向性を御説明させていただきました。

本日は、本年度の取組状況と、今後決定を予定しております設置形態、校名、設置学部と募集人数、校区等について御説明させていただきたいと思っております。

まず、本県の知的障害特別支援学校は分校を含めて5校ありまして、そのうち3校が県中央部にございます。具体的に言いますと、日高特別支援学校本校、日高特別支援学校高知みかづき分校、山田特別支援学校本校となります。

現状と課題にありますように、現在、少子化の傾向がある中、児童生徒数は増加傾向にあります。特に山田特別支援学校につきましては、受入人数の目安144名に対しまして、令和元年度には187名まで増加しまして、狭隘化が課題となってきました。そこで、山田特別支援学校では、特別教室を普通教室に転用するなどの対応を行っております。

この課題に対しまして、令和元年6月から12月までの期間に計4回、高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会を設置しまして協議を行っていただきました。特別支援学校の現状や、県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数が今後も大きくは減らないという推計をもとに検討していただきまして、県中央部の知的障害特別支援学校の児童生徒数増加による大規模化及び施設の狭隘化の課題にスピード感を持って対応するためには、学校整備に長期間の時間を費やすことができないため、高知市もしくは南国市、香南市、香美市において、40人ないし50人規模の新たな学校の設置を含んだ対応策が必要であるとの提言をいただきました。

現在、この提言に基づき対策を進めておりまして、設置場所については、高知市新本町にございます旧高知江の口特別支援学校、現在は高知国際中学校の夜間学級が入っておりますが、この校舎を改修いたしまして、令和4年4月開校に向けて準備を進めているところでございます。施設の改修内容につきましては、生徒及び教職員が常時使用する教室や

職員室は2階以上に設置するという事で、2、3階の特別教室を一部改修しまして、普通教室や職員室等を整備することにしております。今後、今月に契約を行いまして、その後6か月の予定で改修工事を行うことになっております。

学校の特徴についてですけれども、立地が高知市中心部、高知駅の周辺ということでございますので、都市型の実習を行いまして、就労に向けて力を入れた学校にしていきたいと考えております。また、中学部の生徒もいますので、生徒の障害の実態に応じた基礎的な職業教育を行っていききたいと考えております。あわせて、立地条件がいいということもありますので、地域の企業の協力を得まして、学校での学習と事業所での現場実習を相互に取り入れた教育システムであるデュアルシステムなども導入することによって、近隣施設の清掃や量販店のバックヤードなどでの実習を進めまして一般就労を目指す、そういった学校にしていきたいと考えております。

開校準備につきましては、今年度、日高特別支援学校本校に準備担当の職員を置きまして、本課と連携を取りながら、開校に向けて教育課程等の検討を始め、様々な準備に取り組んでいるところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。新しい学校の概要（案）でございます。

新しい学校につきましては、本校設置の規模としては少し小さいものとなりますので、分校にしたいと考えております。都市型の就労に向けて力を入れた学校にしたいと考えており、職業教育に力を入れた学校である日高特別支援学校高知みかづき分校と連携しまして、そのノウハウを生かすために、同じ日高特別支援学校の分校にしたいと考えております。

校名についてですが、本県特別支援学校の学校名につきましては、地名を基本としておりまして、分校についても地名や隣接する施設名をつけるということが通例になっております。県民の皆さんにとって分かりやすいものとなっております。新しく設置する分校についても、地域や地区名を入れて、どこにある学校なのか県民の皆さんが分かりやすい名前をしたいと考えまして、地名である新本町を用いて、「高知県立日高特別支援学校高知しんほんまち分校」としたいと考えております。日高特別支援学校には既に高知みかづき分校がありますので、名前を並べたときに違和感がないようにということで、新本町を平仮名にしまして頭に高知をつけております。高知をつけることによりまして、高知県の学校ということが分かるといった意味もございます。

次に、設置学部と募集人数についてでございます。新しい学校の設置学部は、高等部と中学部を考えております。年齢が高くなるに従いまして、認知面や社会性において、健常児との差が開きまして、地域の学校での学びにくさが高まる傾向にあります。また、社会自立に向けて、個の実態に応じたより専門的な学びが必要になることから、入学希望者も増加してまいります。あわせて、高等学校には特別支援学級がないこともありまして、進

学先として特別支援学校を選択する生徒も増えてまいります。狭隘化が課題となっており、山田特別支援学校も同様の傾向が顕著なことから、高等部を設置したいと考えます。

中学部につきましては、これらの理由に加えまして、検討委員会でも設置が望ましいとの意見をいただいておりますので、併せて設置したいと考えております。

小学部につきましては、設置しないこととしております。児童の実態にもよりまされども、インクルーシブ教育の理念に基づきまして、なるべく地域の学校に行っていただくことが良いと思っております。

募集人数につきましては、さきに述べた理由などによりまして、高等部になるとよりニーズが高まることから、高等部は1学年2学級、中学部は1学年1学級にしたいと考えております。定員については、中学部は6人掛ける3学年で18名、高等部は8人掛ける2学級掛ける3学年で48名、合計66名の生徒数を想定しております。また、生徒の入学につきましては、学年進行を考えておまして、令和6年度には最大で66名の学校となるという計算になっております。なお、1学級当たりの生徒数につきましては、文部科学省が示す学級編制の標準で中学部は6人、高等部は8人となっております。

続きまして、校区についてです。まず高等部ですが、本来の目的である山田特別支援学校の狭隘化対策ということを考えますと、山田校区で人口の多い、または人口の増加傾向が見られ、比較的入学者の多い高知市、南国市、香南市、香美市を校区として、山田特別支援学校の狭隘化の課題解決につなげたいと考えております。

中学部につきましては、高知市のみと考えております。設置場所である高知市は人口も多く、特別支援学校の対象者も多い現状があります。また、中学部の定員は6名という限られた人数でございますので、高知市以外に校区を広げて、多くの人数を受け入れることや、多くの希望者があった場合に、選抜を行って6名に収めることについては義務教育段階でもなじまないと考えております。このような理由から、中学部の校区については高知市のみをしたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、本日の報告の後、御意見をいただきまして、7月の教育委員会にて、校名、規則の改正になります。あと、設置学部と募集人数、校区、高等部については取扱要項ということになりますが、また、中学部の校区について議決を経て決定したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 予定をしている旧高知江の口特別支援学校の現在の状況について、南側の赤十字病院の跡地が今全部更地になって、建物自体が見える状態になっています。今後、この南側にマンションが建つ計画ですけれども、例えば日照の問題などのいろんな課題も出てくるかと思うんですけれども、校舎とマンションとの間の課題などについては、業者とは

話合いをしているのか、今後していく予定なのか、その辺りはどうなんでしょうか。

◎高橋特別支援教育課長 マンションの業者からは説明をいただいております。日赤の跡地につきましては、マンションが建つ予定でありまして、複合施設としてスーパーが入ると聞いております。南から、スーパーがあつて、マンションの建物があつて、学校との間に駐車場が入るようになっておりまして、日照については一定配慮していただいた設計になっていると聞いております。

◎黒岩委員 塀等をつくるでしょうから、学校に入るにしても動線等については特に事故などの問題等については心配ないということになりますか。

◎高橋特別支援教育課長 学校の入り口につきましては、今、学校の東側に仮門がありますけれども、そこを一定整備して、安全安心に通学等ができるように配慮したいと考えております。

◎大野委員 もう来年の4月開校ということで、急ピッチでいろいろ整備を進めていただいていると思うんですけども、教職員の人材確保についてです。特別支援学校となると、かなりの人数もいると思うんですが、そういうところはどうなっていますでしょうか。

◎高橋特別支援教育課長 山田や日高の特別支援学校からの生徒が移ってくるというイメージですので、その分、担当している教員も余ってくる。それが新しい学校で対応するという形になってきますので、キャパとしては変わらないと考えております。

◎菅谷教育次長 この人事配置についてはしっかりやっていきたいと思っております。先ほど、令和6年度で66名となると申しましたが、初年度は中学部の1年生と高等部の1年生のみがまず入る形になります。ですので、入学者に合わせた形の人事配置をし、それが徐々にニーズが増えることによって、しっかりと教育ができる形での人事の配置をしていきたいと考えております。

◎大野委員 来年の4月ということで大変でしょうけれども、人事もそうですけれど設備、整備もよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎中根委員 先ほどのお話の中で、みかづき分校型の学校を、高知市から山田校区を見据えてつくっていくというお話がありました。そんな中で、中学部が改めてできるわけですけど、高知市に限った場合に、中学部の定員の6名を超えた場合、どんなふうな選抜を行うおつもりでしょうか。

◎高橋特別支援教育課長 6名を超えた場合に選抜を行うというのは義務教育段階ではなじまないと考えておりますので、高知市で就学先を決定していく段階で、保護者や本人と綿密な協議をしながら、調整をしていただきたいと高知市とも話をしているところでございます。

◎中根委員 保護者の希望と折り合いがつかないときには、本当に丁寧にやっていく必要があるのではないかと思いますので、ぜひ、高知市ともじっくりと協議をできる体制を整

えていただきたいと思います。

あと、新しくできる校舎にプールや運動場はないですが、そういう体育系の活動についてはどんなふうに保障されるようになっていきますか。

◎高橋特別支援教育課長 体育の活動につきましては、体育館での活動を中心に考えたいとは考えておりますが、おっしゃるとおり、プールやどうしても外のグラウンドでないとできないような活動もございますので、そういった場合には、校外の、できれば近隣の学校にお借りするといったことを、高知市とも相談をしておるところでございます。その辺りについては、しっかり保障していきたいと考えております。

◎中根委員 大事な体を鍛える部分や気分を発散する部分などいろいろあると思いますので、ぜひ抜かりなくやっていただきたいと思います。

あと、当初は6名と8名が2クラスという中学校・高校の人数配置を見て、それなら大丈夫だろうと思ったんですが、全体のキャパが66人となると、山田特別支援学校の狭隘化を解消するということなんですけど、今度はしんほんまち分校もきつくなるのではないかという思いがして、大丈夫かなと思うんですけど、その辺りの見通しはどうでしょうか。

◎高橋特別支援教育課長 先ほど申しました検討委員会での協議の中で推計も出しまして、県中央部の特に山田校区におきまして、ほぼ横ばいで大きくは減らないだろうという推計でいっております。現在、その当時の山田特別支援学校が187名といった数字でございましたので、四、五十名の受皿ができると狭隘化対策になるだろうということで進めております。新しい学校もそうですし、山田や日高の特別支援学校、高知市の高知特別支援学校も含めまして、うまくバランスよく人数が入る形で考えていければと考えているところでございます。

◎中根委員 今すぐに対応しなければということで英断をしてくださって、学校をつくる形になっているわけですが、それでも、小学校からの100人規模の寄宿舎のある特別支援学校を高知市周辺につくってもらいたいという保護者の運動があったわけで、その本来的な部分も新しくつくりながらも、さらにもう一度考える必要があるのかなという気持ちがあるんです。

ですから、つくり上げる学校がより良いものになるための努力と同時に、全体の配分をよく見て、小学校から見通して、寄宿舎も設置できるようなことを担当課としては見ていかないと、この特化した中学校と高校をつくっただけでは、本当に障害のある子供たちを抱えている親の希望とぴったりと沿うことにならないという思いがします。ぜひ、つくりながらも、さらに全体を見ていただいて、今後に対応していただきたいと思いますという要請ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

◎坂本委員 関連するかもしれませんが、高知市から来られる中学部の生徒たちの、高知市と県との就学先の調整がどんなふうにされるのかなと。言われるように、高知市の特別

支援学校もある中で、どんな調整がされるのかというのは、考え方があったら教えてください。

◎高橋特別支援教育課長 県中央部の特別支援学校につきましては、高知市を例に挙げますと、日高特別支援学校、山田特別支援学校、高知市立の高知特別支援学校、そして新しい学校、この4つが対象になってまいります。その中で、高知市の教育研究所が保護者や本人のニーズ調査等を行いながら、就学先を考えていくわけでございます。その決定の過程におきまして、6名を超えないような形をお願いをしているところでございます。

◎坂本委員 その際に、保護者などのニーズというのは、どこまで尊重されるのでしょうか。

◎高橋特別支援教育課長 就学先の決定につきましては、保護者、本人のニーズを最大限に尊重するという形になっておりますが、最終的には、学校の状態などいろいろな状況を見ながら総合的に市町村の教育委員会が判断するという形になっております。

◎坂本委員 場合によっては、同じ地域の小学校からずっと一緒に特別支援学級で成長してきた子供たちが、やっぱり同じ学校に行きたい、親もそうしたいというニーズがあったときに、市立の特別支援学校にするのか県立の特別支援学校にするのかで、もし分かれて進学することになってしまうことによって、いろんな問題もあつたりするのではないかとこの心配もあります。さっき言われました最大限本人と保護者の意見の尊重というところを、ぜひ十分配慮した就学先の調整をお願いしておきたいと思えます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、第2期オーテピア高知図書館サービス計画の策定について、生涯学習課の説明を求めます。

◎合田教育次長（総括） 私が代わりまして御説明申し上げます。

総務委員会資料の教育委員会、赤いインデックスの生涯学習課の1ページをお願いいたします。第2期オーテピア高知図書館サービス計画（案）の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、サービス計画の位置づけなどにつきまして御説明いたしますので、裏面になります2ページを先に御覧いただきたいと思えます。

オーテピア高知図書館サービス計画は、左上の1計画策定の趣旨・目的にありますように、県民・市民の皆様の図書館の利用を促進するため、計画的かつ効果的にサービス・取組を実施する体制を整え、図書館サービスのさらなる充実と向上を図ることを目的として策定しているものでございます。

その下の2計画の位置づけにありますように、この計画は、新図書館の整備に向けて取りまとめました基本構想、基本計画に基づきまして、図書館法や教育振興基本計画などとの整合性も図りながら、サービス等の基本的な考え方と具体的な方策を明らかにし、文部

科学省が定めます図書館の設置及び運営上の望ましい基準におけます事業計画として位置づけております。

この計画を進めるに当たりましては、その下の3、4、5に記載しておりますように、様々な分野の専門機関や市町村、地域の関係団体等と連携、協力をしますとともに、図書館協議会やサービス計画推進委員会といった専門家による点検・評価等もいただきながら、成果となるサービス指標を定めて取り組むこととしております。

資料の右側でございますけれども、現在の第1期計画は本年度までを計画期間として、オーテピア開館前の平成29年に策定しております。基本理念であります「これからの高知を生きる人たちに、力と喜びをもたらす図書館」の実現に向けまして、基本構想・基本計画で示されました5つの項目を基本方針として掲げ、4つのサービス・取組の柱に基づいて計画を推進してまいりました。

本年度は第1期計画の最終年度となりますことから、令和4年度から8年度までの第2期計画の策定に向けまして昨年来検討を進めてきたところです。図書館利用者等へのアンケート調査や関係機関・団体との意見交換、さらには専門家の助言などもいただきながら検討を進めまして、このたび原案がまとまりましたので、その概要を御説明をさせていただきます。

1 ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、左上の第1期計画の評価の欄を御覧ください。オーテピア高知図書館ではサービス指標として、個人の貸出点数、レファレンス、調べ物案内のことでございますけれども、その件数、県民1人当たりの貸出点数、入館者数の4つを設定しております。オーテピア開始前の県立と高知市民の両方の図書館を1年間運営した最後が平成26年度でございましたので、この平成26年度の数字で見ますと、左上の吹き出しにありますように、例えば年間の個人貸出点数は縣市合わせて約52万点、県民1人当たりの貸出点数は年3.7点といった水準でございました。

平成30年7月にオーテピアが開館して以降、第1期のサービス計画に基づきまして、取組を進めてきました結果、右下の吹き出しにありますように、令和2年度の個人貸出点数は100万点を超え、県民1人当たりの貸出点数も令和元年度の数字でございますけれども、4.4点まで伸びてまいりました。ただ全国的に見ますと、その欄の上段中ほどの小さい囲みになりますけれども、国民1人当たりの貸出点数は5.13点でございますので、さらに取組を進めていく必要があると考えております。

その右の欄の検証と課題の抽出のところを御覧ください。アンケート調査あるいは意見交換などを踏まえまして課題等を整理しております。一番上のアンケート調査結果からは、共通の声として、本や資料のさらなる品ぞろえが期待されているほか、レファレンス機能が十分にまだ知られていないといった課題が見えてまいりました。

その下にあります関係機関・団体との意見交換では、それぞれの分野に関連する資料等の充実を求めます声や、図書館と連携した取組への期待などが寄せられました。その下の全国データによる分析では、先ほど申しあげました県民1人当たりの貸出点数が、国民平均以下であることに加えまして、本県は市町村の県立図書館に対する蔵書依存度が高いことから、市町村立図書館等へのさらなる支援の強化といった課題が見えてまいりました。また、その下でございますけれども、コロナ禍を契機としました社会構造の変化やデジタル技術の進展といったことにも対応していく必要があると考えております。

このため、その右に記載してありますように、第2期計画ではサービスの認知度向上や利用促進に向けた内容の充実、社会情勢の変化などへの対応、デジタル化への対応、関係機関等との連携・協働、市町村立図書館等への支援といったことに、より一層取り組んでいく必要があると考えておりまして、こうしたことを踏まえ、第2期サービス計画において取組を充実・強化してまいりたいと考えております。

資料下段を御覧ください。第2期計画の強化・充実のポイントなどを整理させていただいております。

まず、下段の左側ですけれども、第2期計画におけます基本的な考え方でございますが、第1期計画の取組によりまして、成果となるサービス指標も着実に向上していることも踏まえまして、基本理念や基本方針は継承をしながら、見えてきた課題に対応するために、第2期で取組を強化してまいりたいと考えております。

具体的には、その右側になりますけれども、強化・充実のポイントの主なものを整理させていただいております。

まず、1の基礎的サービスの充実としまして、電子図書館のコンテンツの充実など非来館型サービスの拡充、あるいはレファレンス・サービスのPRの強化、さらにはICTやAIを活用したサービスの導入の検討などに取り組んでまいります。

次に、2の情報拠点機能・課題解決支援機能の充実としまして、コロナ禍における社会構造の変化に伴います転職・転業ニーズ、あるいは地方移住の流れといったことを踏まえまして、それらに関係する資料の充実、情報発信の強化などに取り組んでまいります。

次に、3の対象別の図書館サービスの充実としまして、教育研究所などの専門機関と連携した不登校の生徒等への学習機会提供の充実や在留外国人へのサポートの強化などに取り組んでまいります。

その下、4の連携・支援及び図書館の活用・強化としまして、県立図書館の重要な機能であります市町村立図書館等へのサービス向上に向け、オーテピアのノウハウや研修の材料などをしっかり提供しながら、支援を強化してまいりたいと考えております。また、こうしたサービスを提供する体制の強化・充実としまして、その下にありますように、図書館の基本的な資源であります資料・情報の充実と、司書の専門性の向上に一層努めてまい

ります。あわせて、既に取り組んでいますものの第1期計画に位置づけていなかったボランティア等との連携・協働、あるいは南海トラフ地震など大規模災害からの復旧・復興時に情報提供機関として機能が発揮できるよう業務継続計画の策定、これらを新たにサービス計画に位置づけて取り組んでまいります。

その右にあります第2期計画の成果となるサービス指標については、第1期を引き継いで、記載してあります4つを総括的な指標と考えております。この中で、特に県民1人当たりの貸出点数につきましては、先ほど来申し上げました国民平均にまで引き上げることを目指してまいります。

また、その下の今後のスケジュールでございますけれども、本日のこの委員会で御報告させていただきまして、この後今月中にはパブリックコメントを実施し、来月には図書館協議会等で改めて専門家の御意見も伺い、最終的には秋頃をめどに教育委員会でこの第2期の計画を決定していきたいと考えております。

なお、お手元にパブリックコメントにかけます計画案全体をお配りさせていただいております。お時間のあるときにお目通しいただければ幸いです。

私からの説明は以上でございます。

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**大野委員** 第2期計画の策定ということで、市町村でもここ数年、図書館はおかげさまで整備が進みまして、市町村の住民も図書に関する興味が大幅増えてきたのではないかと実感しているところです。そうした中で、この計画で市町村との連携・支援がうたわれていますけれども、具体的にはどういうことを計画されているのでしょうか。

◎**合田教育次長（総括）** 先ほど少しご説明申し上げましたけれども、オーテピア図書館で持っているノウハウをしっかりお伝えすることや、いろいろな研修材料を持っていますので、それを提供させていただいて研修に活用していただく、あるいはオーテピアの司書が直接研修を行うなどです。あと、もちろんオーテピアから市町村図書館に本を貸し出すサービスは今もやっていますし、市町村図書館自体にサービス計画をつくっていただく際に、オーテピアから助言させていただくなど様々考えられますけれども、そういった形で市町村立図書館の支援をさせていただきたいと考えております。

◎**大野委員** 市町村から見ると、オーテピア自体が高知県全体の図書サービスの核のようなイメージで僕たちは捉えているんです。今までも移動図書館などで、県に物すごくお世話になっていたんですけど、そういうところもこれから充実・発展していく形になるかと思うんですけれども、もう1段2段、市町村と連携していただいて図書サービスが普及できるようにお願いしたいと思います。

それともう1点、不登校の生徒等への学習機会提供の充実もうたわれていますけど、具体的にどういうことなんでしょうか。

◎合田教育次長（総括） 既にちょっと取り組んでいるんですけど、学校に行けない不登校の生徒の皆さんは例えば市町村の教育支援センターなどに行って、そこで学習をされたりしているようです。その中で、センターでも授業をやっているわけですが、実際やらせていただいたのが、その授業の中の何かを図書館にいただいて、図書館の機能でありますとか、もし学校に行かなくても図書館にはこういういろんな情報があって、こういう勉強が図書館を通じてできますよということも含めて、不登校の生徒の皆さんにお話をさせていただいていることが既にあります。そういうことを、いろんなところでやっていきたいと考えています。

現在は、高知市の教育研究所とそういう具体的な話を進めているところでございます。

◎大野委員 すごくすばらしい取組だと思います。そういうものも県内全体に広げていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

◎西内（隆）副委員長 私が図書館を使っていていつも思うのは、書籍の検索サービスがちょっと使いづらいなど。本の背番号、どういう分類でというのが表記されるんですけど、その表記からその本が置かれてある書架へ行くのにさらにもう1回調べなきゃいけない、別で参照しなければいけない、あるいは司書に聞く必要がある。今さらなかなか難しいかもしれませんが、例えば、印刷されたレシートの中に地図が表記されるとか、そういう中でより本を手に取りやすい環境にさせていただきたいです。多分そういう意見も寄せられているとは思いますが。

もう一つは、先ほど出ましたけれどもやはり市町村の話で、いろんな県立の高校、あるいは市町村立の小中学校の中の図書館の充実というところで、本に興味を持ってもらう機会を持たないといけないのだろうと思うんです。私も視察先で新書は興味を引くような形でありましたけども、やっぱり良書と言われるものに巡り会わなければいけないわけで、では良書と言われるものには古い本もある、古い本を見ると背表紙が焼けて何色が分からない色になっていると。

そういう意味では、間に市町村があるので、なかなか介入しづらいかもしれませんが、背表紙が焼けない、紫外線が入りづらいようなフィルムを張ってあげるとか、あるいは新書購入について何かしらの手助けをより今まで以上に上げてあげるとか、そういったこともぜひ考えていくことが、ついでには全体の図書利用につながっていくものと思われまじくても、お考えはございますでしょうか。

◎合田教育次長（総括） ちょっと細かい部分は分からないところがあるんですけど、おっしゃるように、サービス計画に基づいてサービスを提供するわけですけども、その中では利用者の方々の様々な御意見はしっかりお聞きしながら、改善できるべきところはしっかり改善してまいりたいと考えています。

さらに学校についても、学校の図書館への協力・協働というのもやっておりますので、

その辺りも学校や市町村図書館を通じた場合でも、市町村図書館と連携しながら取組を進めさせていただきたいと考えております。

◎坂本委員 デジタル化への対応ということで、デジタルギャラリーも開設されてから利用されているわけですが、今回のサービス計画案の中でも、利用の希望の多い歴史的資料を中心にウェブサイトでの公開を進めますということで、デジタル化された貴重資料の提供やウェブサイトでの公開というのが入っています。

先日も新聞に出ていました南路志と憲章簿のネット公開というのがありました。ネット公開のデジタル化を否定するものでもなく、それはそれで活用しやすい状況をつくっていくことは必要だと思うんですけど、それに当たって、やはり歴史的な資料となるといろいろな問題をはらんだような表現もあったりするので、そこは事前に公開する段階で十分に気をつけて配慮しながら公開をしていく。どうしてもデジタル公開してしまうと、拡散していく頻度がすごく大きくなりますので、そこについては十分な配慮をしていただきたいと思います。

◎合田教育次長（総括） 先ほど委員おっしゃいましたように、せんだっての件で御指摘もいただいております。デジタルはある意味、便利で利用しやすいということにはなるんでしょうけれど、やはりその中身について誤解を与えないようにということも含めて、しっかり事前のチェック・検証をした上で取り組んでまいりたいと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

次に、非強制徴収債権の放棄について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 令和2年度に高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行いましたので御報告をさせていただきます。資料の報告事項の赤色のインデックス、人権教育・児童生徒課の1ページをお開きください。

高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権1件について放棄を行いました。資料の1制度の概要及び2制度の変遷を御覧ください。

本制度は、同和問題を背景として、高等学校や大学等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な方に対する支援措置として、昭和33年度から開始されました。その後、根拠法令の変遷とともに、制度も貸与から給付、再び貸与などと変更されてきましたが、地対財特法の失効により、平成13年度末をもって制度が終了しました。経過措置を経て、平成18年度で全ての貸与が終了しており、現在は債権の管理・回収業務のみを行っております。

3 債権管理に向けた取組の高知県債権管理条例の制定及び全庁的な取組につきましては、午前中に高等学校課から御説明いたしましたとおりでございます。

次に、2ページにあります4 令和2年度に行った債権放棄及び不納欠損処理を御覧ください。今回放棄を行った債権について御説明いたします。

修学に当たり奨学資金を給付しておりましたが、自主退学により給付要件に非該当となったため、既に給付済みの奨学資金のうち、1万1,000円の戻入金が発生し、その返還が滞っていたものです。

債権放棄の検討に当たり、対象となる債務者の所在調査を行い、所在判明後、文書や電話で催告するなど回収努力を行ってまいりましたが、平成17年に消滅時効期間が満了していること等から、県条例に基づく債権放棄案件として、税外未収金対策幹事会債権管理推進部会に報告を行いました。同部会の審査の結果、条例第14条第2項第1号に規定する要件を満たすことが確認されましたので、令和3年3月31日付で債権放棄を行い、5月6日付で不納欠損処理を行ったものです。

5未収金債権の削減に向けた今後の取組を御覧ください。今後につきましても、引き続き文書や電話による納付指導等や弁護士委託による未収金債権の回収強化など、未収金債権の削減に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

ここで、午前中の特別支援教育課の質疑の関係で、補足説明を行いたい旨の申出がありましたので、それを行っていただきたいと思います。

◎伊藤教育長 午前中、梶原委員からこれまで懲戒処分を受けた者で複数回懲戒処分を受けている職員について何名いるのかというお問合せがございました。

過去10年間、平成23年からこれまでの間について調べさせていただきましたところ、小・中学校、高等学校、特別支援学校の全部を含めまして、複数の懲戒処分を受けておる職員はおりませんでした。以上でございます。

◎下村委員長 今の件で何かございますか。

(なし)

◎下村委員長 以上で、教育委員会を終わります。

《総務部》

◎下村委員長 次に、総務部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎徳重総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分について御報告を申し上げます。

本事案は、まんが王国土佐推進課が事務局を担うまんが王国・土佐推進協議会が令和2

年度に締結したポータルサイト再構築委託業務について、担当職員は履行期間内に完了していないことを知りながら受託業者に虚偽の業務完了報告書等を提出させ、それを基に完了検査を実施した上で、委託料全額を支払ったものでございます。

また、上司2名につきましても、適正な事務処理を行わせる立場にありながら、これを容認するなどしたものでございまして、これらの職員3名につきまして、6月17日付で戒告の懲戒処分としたものでございます。

このたびの行為により、公務に対する信頼を損なうことになりましたことにつきまして、議会、県民の皆様に対して深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の処分を踏まえまして、今後このような事態が繰り返されることのないよう、公務の適正な執行について、改めて全庁に周知徹底したところでございます。いま一度、職員一人一人が県職員としての自覚を新たにし、再発防止に努め、県民の皆様から県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。

なお、事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として人事課長から御説明を申し上げます。

それでは、総務部の議題につきまして、私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。お手元の資料のうち総務部という青いインデックスのついた議案補足説明資料の1ページ、令和3年度6月補正予算（案）編成の概要をお開きください。

まず、下の歳出の表でございますが、一番下の総計（1）プラス（2）の行の中ほど、補正額（B）の欄を御覧ください。

総額で100億6,435万2,000円の増額補正となっており、主に新型コロナウイルス感染症への対応を図るためのものでございます。歳出の内訳といたしまして、（1）経常的経費が84億7,900万円余りとなっております。このうち、その他が84億7,300万円余りですが、これは患者の入院病床や宿泊療養施設の確保、ワクチンの職域接種の推進、生活福祉資金の貸付けの拡充などに係る費用のほか、感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応するための予備費の増額などでございます。

また（2）投資的経費が15億8,400万円余りとなっております。このうち、単独事業費が14億9,200万円余りでございますが、これは、中小企業者等が実施する新事業展開のための設備投資に対する支援などでございます。

これらの歳出を賄う上の表の歳入でございますが、（1）一般財源につきましては、財政調整基金を6億100万円余り取り崩すこととしております。

中段の（2）特定財源につきましては、94億6,200万円余りとなっております。このうち、国庫支出金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、94億3,200万円余りとなっております。

以上、補正予算全体の概要でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算の専決処分を3件実施しておりますので、その概要につきまして御報告いたします。

まず、資料の2ページ、報第1号令和2年度補正予算の専決処分報告の概要をお開きください。

こちらは、地方交付税等の額が確定したことに加えて、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、具体的には生活福祉資金貸付制度における貸付原資の増額と、県単独融資制度の今年度負担に備えた基金への積立てに要する経費につきまして、急施を要したため、3月31日に専決処分を行ったものでございます。

下の(2)歳出の表のうち、一番下の総計(1)プラス(2)の行の中ほど、補正額(B)の欄を御覧ください。

総額で33億3,554万1,000円の増額補正となっております。これらの歳出を賄う上の表の歳入の補正につきましては、中段の(2)特定財源が33億3,500万円余りであり、全額国庫支出金となっております。あわせて、(1)一般財源につきましては、地方交付税の額の確定に伴い、地方交付税の増額や財政調整基金の取崩し額の減額などを実施したものでございます。

続きまして、資料3ページ、報第2号令和3年度補正予算の専決処分報告の概要を御覧ください。

こちらは、5月24日に要請しました飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金に要する経費につきまして、急施を要したため、5月25日に専決処分を行ったものでございます。

下の(2)歳出の表の補正額(B)の欄にございますように、総額14億3,070万円の増額補正となっております。財源につきましては、上の歳入の表でございますが、全額国庫支出金の地方創生臨時交付金を活用しております。

続きまして、資料4ページ、報第3号令和3年度補正予算の専決処分報告の概要をお開きください。

こちらは、営業時間短縮要請の延長に伴う協力金に要する経費につきまして、急施を要したため、6月7日に専決処分を行ったものでございます。

下の(2)歳出の表の補正額(B)の欄にございますように、総額10億2,080万円の増額補正となっております。財源につきましては、上の歳入の表でございますが、全額国庫支出金の地方創生臨時交付金を活用しております。

以上、補正予算の専決処分の概要でございます。

次に、総務部関連の議案でございます。

総務部からは、第1号議案令和3年度高知県一般会計補正予算の所管分としまして、財政課から歳入及び歳出補正予算を提出させていただいております。詳細につきましては、

後ほど担当課長から説明いたします。

次に、総務部関連の議案でございます。資料はお手元の右上に③とあります高知県議会議定例会議案（条例その他）をお願いいたします。

こちらの表紙をめくっていただき、目録を御覧ください。総務部からは、条例議案として第2号、第5号から第8号までの5件の条例議案と、1枚おめくりいただきまして、報第1号及び第4号の2件の報告議案を提出させていただいております。議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、報告事項でございます。今回御報告いたしますのは、冒頭で説明いたしました人事課からの職員の懲戒処分についての1件でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

続きまして、主な審議会等の状況としまして、総務部に关します、本年3月11日から7月1日までの開催状況につきまして説明させていただきます。資料は総務部の総務委員会資料報告事項の中の赤色のインデックス、審議会等の1ページをお開きください。表題に主な審議会等の状況（総務部3月11日～7月1日）と記載した資料でございます。

まず、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、4月6日と6月11日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議し、答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては、3月17日、4月27日、5月27日、6月23日に開催いたしまして、諮問案件7件について審議しており、うち6件は答申が決定され、1件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県公文書開示審査会でございます。今期につきましては、3月25日、4月30日、6月14日に開催いたしまして、諮問案件3件について審議しており、うち1件は答申が決定され、2件は審議を継続することとなっております。

次に、高知県職員倫理審査会でございます。今回の審査会は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを避けることなどから、委員各位に持ち回り審議による開催について御了承いただきましたので、6月4日に各委員に事務局から説明させていただく形で審査会を開催しました。審査会では、令和2年度分の贈与等の状況について審議していただきましたが、委員の方からは特に問題とする意見はございませんでした。関連資料といたしましては、次のページから贈与等報告書の件数等を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

次に、高知県退職手当審査会でございます。4月26日に開催いたしまして、公営企業局長から諮問のありました案件について御審議いただき、答申が出されたところでございます。

主な審議会等の状況につきましては、以上でございます。

私からの総括説明につきましても以上でございます。御審議のほどよろしく願いいた

します。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈法務文書課〉

◎下村委員長 初めに、法務文書課の説明を求めます。

◎次田法務監兼法務文書課長 それでは私からは、第5号議案になります高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案についてでございます。資料④議案説明書（条例その他）の2ページの真ん中を御覧いただけますでしょうか。

当課が所管しております個人情報保護条例と、市町村振興課が所管しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例とを一括して説明させていただきます。

令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、同法第55条で、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が一部改正されました。マイナンバー法第19条で、特定個人情報の提供が制限されており、第1号から第16号までにおきまして、適用除外がされる場合を規定しております。今回の改正によりまして、従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とするよう第4号が追加されるため、旧の第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げられる改正が行われました。

そのため、この2つの条例で引用しておりますマイナンバー法第19条について1号ずつ繰り下がったことに伴う規定の整理を行うものです。なお、施行日につきましては、法律の施行日と合わせまして令和3年9月1日としております。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎下村委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎北村職員厚生課長 第6号議案職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。資料④議案説明書（条例その他）の2ページをお願いいたします。先ほどの法務文書課が説明した部分の下のところになります。

今回の改正は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律が一部改正されたことに伴い、同法の条文を引用しております職員の退職手当に関する条例附則の規定の整理を行うものです。当該附則は、日本国有鉄道の職員から引き続き日本国有鉄道清算

事業団、日本鉄道建設公団の職員となった後、引き続いて県の職員となった場合に、退職手当の算定の基礎となる勤続期間を通算する旨を規定しておりますが、今回の改正で条例の内容そのものについての変更はございません。なお、施行日は公布の日からとしております。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎下村委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎三橋財政課長 まず、一般会計補正予算について御説明いたします。右上に②と書かれました議案説明書の4ページをお開きください。

まず、歳入予算についてでございます。12繰入金につきまして、これは先ほど総務部長から御説明をいたしました6月補正予算の財源として必要になります一般財源につきまして、財政調整基金の取崩しで対応するため、6億163万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳出でございますけれども、18予備費の補正がございます。予備費につきましては新型コロナウイルス感染症への機動的な対応を図るため、令和3年度当初予算におきまして6億4,000万円を計上したところでございます。これまでの間、高知観光特割キャンペーンの実施や、高等学校体育大会時の簡易検査キットの購入などの感染予防、感染拡大防止や経済影響対策のために、5億8,600万円余りを活用いたしました。今後も引き続き時機に応じた対策を迅速に実施する必要があることから、これまでの執行分と同規模となる6億円の増額を行うものでございます。

続きまして、④議案説明書(条例その他)の11ページをお開きください。

令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。こちらは、令和3年3月31日付で行った専決処分に係るものでございます。先ほど部長からの御説明にもありましたとおり、地方交付税等の額が確定したことに加えまして、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について、急施を要したため専決処分を行ったものでございます。

当課の所管につきましては、13ページをお願いいたします。

歳入の補正のみとなっておりますが、地方交付税及び交通安全対策特別交付金の額の確定に伴うもので、例年3月に専決処分を行っているものでございます。

内容といたしましては、5款地方交付税につきまして、特別交付税が想定を上回って措置されたことから5億6,600万円余りの増となったほか、6款交通安全対策特別交付金につ

きまして、金額の確定に伴い500万円余りを減額しております。

その結果、総計では5億6,000万円余りの増となりましたことから、12款繰入金において、同額の財政調整基金の取崩しを取りやめたものでございます。

財政課の説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎下村委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎久保税務課長 税務課の条例その他議案につきまして、議案補足説明資料により御説明申し上げます。議案補足説明資料の総務部の中の赤いインデックスで、税務課とありますところをお開きください。税務課からは3つの条例議案を提出させていただいております。

まず、高知県税条例の一部を改正する条例議案から説明させていただきます。

令和3年度税制改正に伴います地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されましたことに伴いまして、県税条例に必要な改正を行いますとともに、法人県民税に係る税率の特例措置につきまして適用期限の延長を行おうとするものでございます。

主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

まず、法人事業税でございます。電気事業法の改正によりまして、新たな事業類型として配電事業と特定卸供給事業が創設されました。これらの事業に対します法人事業税につきましては、それぞれの事業特性を踏まえまして、既存の送配電や発電に関する課税方式により、事業税を課税しようとするものでございます。施行日は令和4年4月1日としております。

次に、法人県民税でございます。法人県民税におきましては、現在、県の主要政策である5つの基本政策などの財源確保のため超過課税を行っております。内容は、法人県民税の法人税割の標準税率1%に超過税率といたしまして0.8%を加え、現在1.8%で課税を行っておりますが、これを5年間延長し、引き続き県の主要政策に要する経費とさせていただこうとするものでございます。

課税の対象となります法人は、ウにありますように資本金または出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定いたします相互会社、法人税額が1,000万円を超える法人など大規模な法人を対象としております。エにありますように、令和元年度の実績では、県内に1万4,000社余りあります課税対象法人のうち約10%に当たる1,400社余りが超過課税の対象となっており、その税額は令和元年度決算では2億6,000万円ほどとなっております。

なお、この超過課税は全国的には、静岡県を除いて本県を含みます46都道府県で実施しております。この超過課税の適用期限を、オのとおり令和9年8月31日までに終了する事

業年度分まで5年間延長させていただこうとするものでございます。

次に、軽油引取税でございます。地方税関係書類におきます押印義務等の見直しに伴いまして、現在、条例において押印を要するとされております書類が、軽油引取税の免税関係書類にございますが、その書類への押印を不要とするものでございます。

次のページを御覧ください。高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例でございます。

令和3年3月末日で、旧の過疎法であります過疎地域自立促進特別措置法が適用期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日から施行されました。このため、現行の県の過疎地域に係る課税免除条例につきましても、内容を新過疎法の規定に合わせようとするものでございます。

なお、現在の課税免除条例は、資料に記載しておりますが、旧過疎法に基づく課税免除と地域未来投資促進法に基づく課税免除を1つの条例で規定しておりますが、今回、新過疎法に基づく課税免除の対象となる事業者の要件が現行の内容から変わりますことから、より分かりやすい条例体系とするため、それぞれの法律に応じた課税免除条例とすることとしております。

具体的には、その右側に記載しておりますが、新たに新過疎法による課税免除条例を制定し、その新条例の附則により現行の条例を一部改正する形で、題名も高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例に改正して、地域未来投資促進法に基づく課税免除条例とすることとしております。

それでは、まず、新過疎法の制定に伴います課税免除の対象となる事業者の要件について御説明申し上げます。

課税免除の対象となる地域につきましては、現行では旧過疎法に基づく過疎地域とされておりましたところ、新条例では、新過疎法に基づき市町村が定めます過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興を促進する区域などを記載した産業振興促進事項に記載された区域が対象となります。対象業種といたしましては、現行の製造業などに加えまして、新たに情報サービス業などが追加されます。対象税目は、事業税と不動産取得税で変更はございません。また、対象となる設備投資につきましては、現行では設備を新設、増設した場合でございましたが、新条例では、設備の取得または製作もしくは建設が対象となり、それらの設備の取得価格は、現行が2,700万円を超えるものが対象でございましたが、資本金の額に応じまして500万円以上となります。課税免除の適用期限は令和6年3月31日まででございます。なお、この条例の適用は令和3年4月1日に遡及することとしております。

次に、3ページでございます。

イの地域未来投資促進法に関する省令改正に伴うものでございます。地域未来投資促進法は、旧の企業立地促進法が改正された法律でございますが、この法律に基づきまして、

現在、地域の特性や経済波及効果のある事業に対しまして、不動産取得税の課税免除を行っております。この課税免除の対象となります施設の設置期限を、現在は県及び市町村が作成する基本計画を主務大臣が同意した日から起算して5年内となっておりますが、関係省令の改正によりまして、基本計画の同意日から令和5年3月31日までとするものでございます。なお、条例の題名につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例に改正することとしております。

次に、3の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。半島振興対策実施地域におきまして、製造事業用設備など新設または増設した事業者に対して、現在、事業税及び不動産取得税の不均一課税を行っておりますが、関係する省令の改正により適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長されましたことから、県税の不均一課税の適用期限も同様に延長するものでございます。適用は本年4月1日に遡及することとしております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御報告させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されましたことに伴いまして、必要となる県税条例の改正について、本年4月1日に施行しなければ特例措置が一時的に失効する部分につきまして、3月31日に県税条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

主な改正内容について御説明申し上げます。

まず、(1)個人県民税でございます。現在、所得税で住宅ローン控除を行い、控除し切れなかった場合には翌年度の個人の市町村民税、県民税から控除できる制度がございます。この3月の関係法令の改正によりまして、国税のほうで、令和3年から令和4年末までに新築住宅等に入居した場合にも一定の要件のもと控除期間が13年間となる所得税の住宅ローン控除の特例措置が講じられました。そのため、従来と同様に所得税で控除し切れなかった場合に、個人県民税から限度額の範囲内で控除できるようにするものでございます。

次に、(2)不動産取得税でございます。税率の特例といたしまして、住宅及び土地に係る税率につきましては、本則では4%と規定されておりますが、特例措置により現在は税率3%を適用しております。この税率の特例と宅地評価土地につきましては、評価額を2分の1にして税額を積算する特例がございますが、ともにこの3月31日が特例期限となっておりますものを、令和6年3月31日まで3年間延長しようとするものでございます。

次に、(3)軽油引取税でございます。軽油引取税につきましては、一定の用途に軽油

を使用する場合に、税を免除する特例措置が設けられております。この免除措置の特例期間が3月31日で切れましたことから、令和6年3月31日まで3年間延長するものでございます。ただし、これまで免税の対象となっておりました鉱さいバラス製造業と産業廃棄物処分業につきましては、資本金が1億円を超える大規模法人など担税力を有すると思われる事業者もあることから、特例措置の対象を資本金が1億円以下の中小企業のみとするように改正しております。なお、本県の場合、この改正により免税措置の対象外となる事業者はございません。

次に、(4)自動車税でございますが、環境性能割に関するものが2件、種別割に関するものが1件でございます。

令和元年10月の車体課税の見直しによりまして、従来の自動車取得税が自動車税環境性能割となり、自動車の燃費基準などによりまして税率が決定されることとなりました。この税率区分につきましては、次のページに記載しておりますが、自動車の技術の進展などを考慮いたしまして、法律上、2年に一度見直されることとなっております。

今回、新たに令和12年度燃費基準が策定されましたので、その新基準により税率区分を設定するものでございます。あわせて、クリーンディーゼル車につきましては、経過措置を設けながら、非課税区分からガソリン車などと同じ税率区分に変更されることとなります。

また、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策といたしまして、税率を1%分軽減する特例措置がこの3月31日まで取られておりましたが、この軽減措置を本年12月末まで9か月間延長することとしております。

最後に6ページでございます。

従来の自動車税に充てる種別割でございます。自動車の環境対策の観点からグリーン化特例といたしまして、自動車の区分によって税の軽減を行う軽課や、登録から一定の年数が経過した自動車に対しては税を重くする重課という制度がございます。この軽課・重課の対象となる自動車の取得や、経過期間の要件が3月31日で期限が到来いたしましたことから、引き続き環境対策の観点からそれぞれ2年間延長することとするものでございます。

以上が、専決処分に係るものでございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎大野委員 事業税と不動産取得税の新過疎法に伴う課税免除なんですけれども、今まで対象地域が過疎地域全体に網がかかっていたものが、今回から持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に記載された区域ということで、市町村がこれを規定するんだと思うんですけど、これは具体的にはどういうエリアになるのでしょうか。

◎久保税務課長 具体的に言いますと、委員おっしゃったとおり市町村が地域を指定して計画することになりますので、例えばその市町村全体ということもあるでしょうし、特定

の地域ということもあるかと思えますけど、その辺は市町村の計画という形になります。ただ、過疎地域の指定というのは、市町村単位、一部合併したところは旧市町村単位という形の指定になりますので、全体としてはそうした地域を指定するという形ではないかと考えております。

◎大野委員 多分、市町村の裁量というか、計画の中で決めていくんであろうと思うんですけども、これは税的には縮小していくことになるのか、ちょっと増えていくことになるのか、どういう観点になりますか。

◎久保税務課長 今回大きく変わりましたのが、資料に記載しております取得価格について今まで2,700万円を超えるものでしたが、これが500万円以上と引き下げられましたので、そういう意味では利用される事業者が多くなるのではないかと考えております。

◎大野委員 ということは、エリアはちょっと狭まる可能性はあるけれども、事業者的には広がる可能性もあるということでしょうか。

◎久保税務課長 地域的には先ほど申しましたとおり、市町村が振興を図りたいという地域を指定することになりますので、そのところは市町村の計画によりますが、ただ、条件的には価格が下がりますので、その分より利用しやすい制度になったのではないかと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

〈報告事項〉

◎下村委員長 続いて、総務部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎北條人事課長 お手元の総務委員会資料の報告事項、人事課のインデックスのついた1ページをお願いいたします。部長から総括説明で申し上げましたとおり、6月17日付で3名の職員を懲戒処分といたしましたので、懲戒処分の公表基準に沿って御報告をさせていただきます。

処分を受けた職員が、まんが王国土佐推進課の主幹及び課長補佐、産業振興推進部の副部長級の職員でございます。処分の事由につきまして御説明いたします。

まず、対象職員のうち主幹である職員は、まんが王国土佐推進課が事務局を担うまんが王国・土佐推進協議会が令和2年度に締結したまんが王国・土佐ポータルサイト再構築委託業務について、履行期間内に委託業務が完了していないことを知りながら、受託業者に虚偽の業務完了報告書及び請求書を提出させ、それを基に虚偽の検査調書と支出命令書を作成して、上司の決裁を受け、委託料全額を受託事業者を支払ったものです。

このことは、まんが王国・土佐推進協議会事務処理規程において準用するとしている地

方自治法第234条の2第1項、高知県契約規則第52条第1項及び第53条第1項に違反し、県民の県行政や県職員に対する信頼を損なうものであり、その責任は極めて重大であります。

以上のことから、法令等遵守義務について定めた地方公務員法第32条の規定に違反するとともに、職員の信用失墜行為を禁止している同法第33条の規定に違反するものとして、懲戒処分といたしました。

次に、対象職員のうち課長補佐である職員は、同委託業務について履行期間内に委託業務が完了しないことを認知していたにもかかわらず、担当職員に適正な対応を指示せず、そのことを容認し、また、完了していないことを知りながら決裁を行い、委託料全額が支払われるという事態を招いたものです。この一会計年度内に事業が完了しないことを容認した行為は、地方自治法第208条に規定する会計年度独立の原則に反するものであり、法令等の遵守を徹底し、職員に適正な事務処理を行わすべき立場の職員として極めて不適切な行為であり、県民の県行政や県職員に対する信頼を損なうものであり、その責任は極めて重大であります。

以上のことから、職員の信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、懲戒処分といたしました。

裏ページになりますけれども、最後の対象職員である副部長級の職員は前課長でございますけれども、同委託業務において、履行期間内に完了しないことを認知していたにもかかわらず、担当職員に適正な対応を指示せず、そのことを容認するとともに、翌年度での完了でも差し支えないという誤った認識を抱かせた可能性のある発言を行ったものです。この一会計年度内に事業が完了しないことを容認した行為及び発言は、地方自治法第208条に規定する会計年度独立の原則に反するものであり、法令等の遵守を徹底し、職員に適正な事務処理を行わせるべき立場の職員として極めて不適切な行為及び発言であり、県民の県行政や県職員に対する信頼を損なうものであり、その責任は極めて重大であります。

以上のことから、職員の信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に反するものとして懲戒処分といたしました。

懲戒処分の処分内容としましては、3名とも戒告の懲戒処分とし、6月17日付で行っております。なお、今回の不適切な事務処理により過払いとなっておりました委託料については、既に受託業者が返納をしており、県民や県への損害は生じておりません。また、この処分と同日付で総務部長通知を発出し、職員は率先して法令を守るべき立場にあること、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと、法令等の諸規程にのっとりた会計事務等の執行は公務運営の根幹をなすものであることを認識し、県民の皆様からの不信を招くことのないよう、公務の適正な執行に努めること、これらについて、いま一度全職員に対し周知徹底を図ったところでございます。引き続き、県民の皆様への県政に対する信頼回復に努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 結局、履行期間内には業務完了しなかったんですけれども、その後、業務は完了したんでしょうか。

◎北條人事課長 完了していなかった業務の残りの部分につきましては、6月29日の段階で全て完了しています。なお、その残った部分の業務については、業者から書面で無償でその部分は実行するという事の上で、新年度で対応しまして、6月29日の時点で完了検査まで終了しております。

◎坂本委員 その残った分を受託業者が無償で実行すると。その一方で委託料全額が払われて、それは一旦全部返納したわけでしょう。

◎北條人事課長 そのときの出来高で引き受けられるところまで精算をして、残りの部分について一度全額払ってしまっていますので、出来高に見合った差額の分を返納していただいているという形でございます。

◎坂本委員 委託料が幾らで、そのうち出来高で実際支払って返納を受けた分の額はどうなっていますか。

◎北條人事課長 契約額が927万8,500円でございます。出来高としては688万500円でございます。返還金としましては239万8,000円でございます。金額ベースでいくと約7割、74%ぐらいができていたという形になります。

◎坂本委員 そしたら逆に言うと、239万円分は無償で仕上げてくれたということになりますね。

◎北條人事課長 おっしゃるとおりでございます。

◎梶原委員 関連して、その委託業者が無償で仕上げる一番の理由は何ですか。自分たちが今年度内に済ませると言いながら済ませられなかったことに対する減額での全部の処理ということになるのか、その辺の委託事業者側の都合や言い分はどういうものがありましたか。

◎北條人事課長 もともとの契約自体が3月末で終了するという事を原則に県と契約を結んでおります。その中で、事業者の業務量の見込み違いもございまして、業者が思っていたよりも業務量が多かったということで、今回事業がこけたんですけれども、とは言いながら、やはり協議会との契約は3月31日までということですので、履行をしっかりと成し遂げられなかったというところで、今回のような対応になったと理解をしております。

◎梶原委員 それを期間内に間に合わないということを言われたときに、本来の適正な処置の仕方はどういうものですか。

◎北條人事課長 本来でありましたら、その時点で、年度内に終わらせることができるのかどうかということをもまず協議して、しっかりとやるということがまず第一です。それで

もなおかつ年度内の完了が難しいということであれば、その時点で、どこまでの出来高で引き渡せるのかというところで金額を確定した上で、契約を解除して、できている分だけ引渡しを受けるといような手続になろうかと思えます。

◎梶原委員 結局、多分そういうことがすごく面倒くさかったのかなというのと、実際できていないということ、委託した側にしても、いろいろな附帯する事務や仕事も増えるので、そういうのを考えてこういうことが起きたのではないのかなと思えます。

先ほど、職員の方に通知をして再発防止に努めると言われましたけれど、これは、担当の方とそれを容認した方と決裁する方も含めて3名が3名それでいいんじゃないのというのは、あまり属人的、個人的な問題で起きたというよりは、体制とか体質とかいうことにもつながってくるのではないのかと思えます。その辺を今後もそれぞれの担当課などが組織として、誰か1人がそういう不適切な事務をしたときに周りがしっかり是正するというか、特に決裁権者であるとか上司の方とか、そういった方々が、それを駄目だよときちんと言うべきが普通の姿勢であって、関わる方が皆さんが、それでいいよねと言え、果たして誰が悪いのかといえ、組織的にちょっと緩んでいるのではないのか、業務に対する姿勢に問題があるのではないのかというのにつながってきます。

本来は、期間内に終わらせて、ポータルサイトがしっかり立ち上がって、そこへ来る人を見て、高知の漫画文化というのはどういうものを発信して、初めて効果が現れる事業ですから、そこにまで持っていく意思があまり感じられないというか、それをとりあえずやらないといけないけども、途中でやめたらまた仕事も増えるし、どうしようかなというニュアンスですけれど。やっぱり組織的にもう少し、きちんと職務に対する姿勢を正すべき面もあると思えますが、その点についてはどう思われますか。

◎北條人事課長 委員御指摘のとおり、やはり職員全体の問題として捉える必要があると私たちも思っております。今回の事案を受けまして、総務部長通知も当然出しておるんですけども、あわせて、それぞれの職位に上がったときに階層別研修というのを今やっておるんですけども、その中でも今回の事案を例に取りながら、こういう事案が起きたということでコンプライアンス、法令遵守をしっかりとやっていくようにと、重ねて私たちのほうでも対応させていただいております。

◎西内（隆）副委員長 梶原委員の関連で。一般企業であればこういう監査の内容というのは、ある程度人事考課に組み込まれるわけですけども、当然この内容についても、今後、監査でも指摘が出てこようかと思えます。その部分について、今の人事の考課のところでは考慮されていないですよね。

◎北條人事課長 もちろん人事考課の中では、そうした進捗管理力といったところも、当然評価していきます。あわせて、人事評価というのはあくまで勤務評定の一つでございますので、そこをまた加味した形で通常の昇給のほうに反映していくという形になります。

今回の場合ですと、懲戒処分ということですので、一般的に上がる号級数は上がらないという形にもつながっているところがございます。

◎西内（隆）副委員長 要は、監査委員の指摘などを受けて、それをある程度踏まえながらやっているという理解でいいですか。

◎北條人事課長 監査の指摘は、今度の監査で出てくるとお伺いしています。その指導も受けながら、また課内の執行体制というところはきちんと見直していくという形になると思いますし、職員もまた、今回の事案を受けて、より適切な法令遵守という形で肝に命じておりますので、取り組んでくれるものと思っております。

◎西内（隆）副委員長 要は、人事に影響するかということですが。

◎北條人事課長 当然勤務の評定を踏まえながら人事考課をしますので、その辺では一定参考にはさせていただきます。ただ、通常これ以外にもこの職員たちは勤務をしていて、そこでの勤務の在り方、執務の状況も踏まえさせていただきながら、人事は組んでいくことになるかと思えます。

◎中根委員 これは、途中で履行期間内に全て完了しないことが分かった段階で、例えば債務負担行為のような形で繰越しをしたりという措置は可能であったかどうか。判断によってそのところがどう違ったのか、その辺りはどうですか。

◎北條人事課長 今回のこの事業に関しては、繰越しは認められていない事業でございました。また、協議会での事業ということで、4月15日までに協議会としての決算を上げないといけないという事情などもございまして、こういうことになったのかと思っております。

◎下村委員長 私からも。梶原委員からお話ありましたが、なぜこういうことが起こったのかという、その一番根本の部分ですが、本当に自分から見ても、もしかしたらここになれ合いのような何か体質があって、上のほうからこれはもういいだろうぐらいの感じでこれが流れているとしたら、これは本当に大変な問題だと思いますので、やはりきちんとその辺の精査もした上で、そういう体制が本当に蔓延してないのかどうか、もう一度、ぜひ確認をしていただければと思います。

◎徳重総務部長 委員、委員長からも御指摘のありましたとおり、上と下で共に本来であればチェック体制、チェック機能を果たすべき上司が見過ごした、部下職員から上がってきた内容でそのまま決裁しているというところは、もちろんなれ合いという組織の緊張感というところもあるのでしょうかけれども、我々が今回処分を行うに当たってヒアリングしたところによると、むしろ本来、先ほど民間との違いというお話も出ましたけれども、公の仕事ですので年度内に終わらせないといけないという法令遵守の意識が若干薄かったのかなど。4月になってしまっても終わらせればいいやということが、実際は年度で仕事をしていくということなので、3月中にしっかりと完了報告までして決裁を取っていかな

いといけないのだという規範意識がやや薄かったのかと。

それは該当職員だけではなく、上司も、間に合わなかったらしっかり終わらせることは終わらせるんだけどでもできるだけ早くしてねという、お尻を意識した指導などができていないというところに、やはり少し意識の薄さというのを我々も感じたところでした。先ほど課長から答弁させていただきましたが、今回の事案を踏まえまして、改めて通知を出して、自分たちのことをもう1回振り返ってみようということを全庁的にやらせていただきましたので、今後はこのようなことがないように、しっかりとやっていきたいと思っております。

◎黒岩委員 一番の問題はこの主幹の、この報告書にありますとおり、受託業者に虚偽の業務完了報告書及び請求書を提出させ、それを基に虚偽の検査調書と支出命令書を作成して上司の決裁を受けたと。この虚偽の書類を作成したというのが一番の問題点だと思います。だから、途中段階までしかできていなかったということで、それを最終的にこの金額でということにしているわけですが、この最初の段階での判断というのは、当然、課長補佐なり課長なりが分かっていた、認識していたのか、その辺りはどうなんですか。

◎北條人事課長 3月上旬ぐらいに、まず事業者から遅れるかもしれない、間に合わないかもしれないということになったときには、年度内に終わらすようにということで、担当職員も含めて上司もそのような指示をしてやっておりました。ただ、年度の後半で来年度の保守の事業が同じこの開発事業者となったことなどもあって、年度末の時点で申込みフォームができていないという事実は上司も把握しておりました。ただ、そういったところで、来年度もまた受託事業者であるといったこともあって、法令事項を最終的には遵守できなかったという形になっております。

◎黒岩委員 虚偽の書類をつくるという行為自体がやっぱり大きい問題ですので、基本中の基本を大きく逸脱しているわけですから、その辺りはしっかりと今後の課題として見ていかなければいけない問題だと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

それでは、ここで休憩とします。再開時刻を午後3時とします。

(休憩 14時44分 ～ 15時00分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎下村委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各部長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎熊坂本部長 それでは、警察本部提出の条例議案2件について御説明いたします。

第15号高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案につきまして、資料④高知県議会定例会議案説明書(条例その他)の8ページをお願いいたします。

この条例は、平成24年10月に県と警察が合同で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準について定めたものであります。国家公安委員会規則で定めてある、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されたことに伴い、本条例の県警察所管である信号機に関する基準の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、後ほど交通部長から説明させます。

次に、第16号高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、先ほどと同じく資料の8ページをお願いいたします。

この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為を防止し、県民等の平穏な生活を保持することを目的として、昭和38年10月に制定されて以降、6回の改正を経て現在に至っています。このたびの条例改正は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法の引用規定を改めようとするものでございます。

詳細につきましては、後ほど生活安全部長から説明させます。

私の説明は以上でございます。

〈交通部〉

◎下村委員長 続いて、交通部の説明を求めます。

◎岡崎交通部長 条例の一部を改正する条例議案の内容について御説明いたします。お配りしております警察本部資料の1ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、令和2年12月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める国家公安委員会規則の一部が改正され、新たに視覚障害者の方が使用する通信端末機器に情報を送信する通信装置などの基準が追加されました。この通信装置は、視覚障害者の方が使用しているスマートフォンに対して、歩行者用信号機の状態を振動や音声などで伝達することによって、視覚障害者の方が安全に信号交差点を横断できるようにサポートするものです。

具体的には、スマートフォンに専用の無料アプリをダウンロードし、外出の際に立ち上げておくと、整備された交差点の半径約30メートルの範囲に入ったときに、スマートフォンが振動し「〇〇交差点です。〇〇方向の信号は青です。」などと音声案内が始まるもの

です。この通信装置は、令和3年度中に高知市内の1か所の交差点に整備したいと考えております。

説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 このスマートフォンの機種は、らくらくスマホとかそういうものには対応できないんですか。

◎岡崎交通部長 らくらくスマホはちょっと対応は難しいかとも聞いています。

◎坂本委員 視覚障害者の方などは、このアプリをインストールできるようなスマホを皆さんが持っているのか、団体のほうはどんなふうにおっしゃっていますか。

◎岡崎交通部長 一般の方は3名程度、協会、団体のほうは10名程度、盲学校が先生、生徒含めて10名弱で、全体で20名程度がスマホを持っておられます。

◎坂本委員 その対象としてそれだけの方ではないわけですね。

◎岡崎交通部長 現在はその方になります。

◎坂本委員 対象として。

◎岡崎交通部長 はい。

◎坂本委員 今年1か所ということなんですけれど、今後、箇所数を増やしていくとかの計画などについてはどういうふうなことですか。

◎岡崎交通部長 障害者団体や個人の方なども、基本的には音響設備の信号機、いわゆるピヨピヨカッコーというものをつけていただきたいという方針があります。あれはつけると24時間鳴りますのでどうしても地元の方がやかましいとかあって、そういうピヨピヨカッコーをつけられないところには、今回の装置を整備していきたいと考えております。

◎坂本委員 高知市内で頻繁に利用するような交差点の中で、そういう箇所があるんでしょうか。それとも、ピヨピヨの信号機で対応できるというところが多いのでしょうか。

◎岡崎交通部長 現在は、今年度設置する1か所ということで、各団体や個人の方からも要望を聞きましても、その1か所でいいということです。

◎坂本委員 分かりました。

◎中根委員 視覚障害のある方たちはいろいろなものを持っていて、例えば晴れた日だけだったらいいけれども買物したときや雨のときなど、スマホを絶対に持っているかとか、持ってもなかなか気づきにくいとか、いろいろな盲点があるんですと。ですから、ピヨピヨカッコーもいろいろあると思うけれども、それに全て代わるものとして、今回のものを設置されると不具合が生じるのではないかという大変心配の念を持たれていました。

ですから、ここでピヨピヨカッコーに代わるものとして置き変わらないような配慮や、ほかに代わるものがないかとか、そういう中身もやっぱり検討が必要ではないかなと思います。全てやったらいかんというわけではないですけども、ぜひとも利用者との関係で、

危険がないような状況をつくっていただくように、今後も努力していただきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈生活安全部〉

◎下村委員長 続いて、生活安全部の説明を求めます。

◎朝倉生活安全部長 私から、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。資料③令和3年6月高知県議会定例会議案（条例その他）の53ページをお開きください。

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例につきましては、第11条（嫌がらせ行為の禁止）におきまして、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項及び同条第3項を引用しておりますが、同法律の一部を改正する法律が令和3年5月26日に公布され、同法第2条第3項が同条第4項に繰り下げられました。

よって、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例につきましても、引用条項について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第3項から同条第4項に改正するものであります。なお、施行日につきましては、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第4項が施行される令和3年8月26日からとしております。

私からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

（なし）

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

〈報告事項〉

◎下村委員長 続いて、警察本部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

最初に、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、部長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承いたします。

◎熊坂本部長 それでは、警察本部から報告事項2件について御説明いたします。

まず、県警察航空隊における廃航空機燃料の不適正処理について御説明いたします。県警察航空隊ではヘリコプターの運航に航空機燃料を使用しております。この航空機燃料の一部を廃油として処理するに当たり、必要な許可を有しない廃棄物処理業者に収集運搬を委託した行為につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する委託基準の違反に該当するものとして、本年6月23日付で、高知県林業振興・環境部環境対策課長から、警察本部生活安全部地域課長宛てに文書による行政指導を受けました。詳細につきまして

は、後ほど生活安全部長から説明させます。

次に、警察本部生活安全部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の総会の開催結果等についてでございますが、詳細につきましては、こちらも生活安全部長から説明させます。

私からは以上でございます。

◎**下村委員長** 続いて、県警察航空隊における廃航空機燃料の不適正処理について、生活安全部長の説明を求めます。

◎**朝倉生活安全部長** 県警察地域課航空隊における廃航空機燃料の不適正処理により、6月23日付で県環境対策課長から、県警察地域課長が文書による行政指導を受けた事案について御説明いたします。

航空隊では、航空機燃料に水分等の不純物が混入していないか確認をするため、日常的に燃料の一部を抜き取り、検査を実施しておりますが、検査のために排出した航空機燃料の廃油は特別管理産業廃棄物の引火性廃油として特別管理産業廃棄物処理の許可を有する業者に処理を委託すべきところ、普通の産業廃棄物の廃油として産業廃棄物処理業者に処理を委託しており、そのことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第5項の委託基準に違反するというものです。

県環境対策課長から県警察地域課長に対して、航空機の給油基地から排出される廃棄物の処理について不適正な処理の疑義があるとして、本年2月と3月の2回、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する報告の聴取を受け、関係書類の提出などにより、報告をしておりましたところ、今回、委託基準の違反に該当するとして行政指導に至ったものです。

航空隊から排出していた廃油は、給油基地の地下タンクから点検のため抜き取った燃料が1回当たり約3リットル、ヘリコプターの燃料タンクから点検のため抜き取った燃料が1回当たり約200ミリリットル、航空隊で使用する車両等の廃オイルが年間約15リットル程度あり、これらの廃油を200リットル入りのドラム缶で一時保管し、都度、業者に処理を委託しておりました。

関係書類により処理を委託しました廃油の量を確認すると、平成28年度から令和2年度の間、合計2,120リットルに及んでおります。このうち、令和元年度と令和2年度分の6回1,680リットルが、今回行政指導の対象となったものです。

受託業者は、高知県高岡郡日高村下分所在の有限会社高知廃油処理センターで、汚泥、廃油など産業廃棄物処理の許可を有していましたが、特別管理産業廃棄物処理の許可は有していませんでした。本年2月、県環境対策課から御指摘を受けました後は、この業者に対する廃油処理の委託を中止し、現在は、特別管理産業廃棄物処理の許可を有する業者に委託し、適正に処理されております。

航空隊は、危険物である航空機燃料を取り扱う事業場であり、関係法令を熟知して廃油を適正に処理すべきところ、認識不足から不適正事案を発生させてしまったことは、警察行政の信用を著しく低下させる行為だったと認識しております。改めて深くおわび申し上げますとともに、今後は、職員に廃棄物の処理に関する指導・教養を図るなど、再発防止を徹底し、廃棄物の適正処理に努める所存でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）副委員長 報告事項の県警の関連は知らないんですけど、何か配付資料はないんですか。

◎朝倉生活安全部長 読み上げで御報告させていただきました。

◎西内（隆）副委員長 どういう状況かというのは、委員会にはきちんと報告してしかなるべきだと思うので、次回以降こういうものは書面でも見ながら話が聞けるようにしていただきたいです。それと、平成28年からということですが、平成28年以前もあるんですか。それは確認は取れないんでしょうか。

◎朝倉生活安全部長 詳細は調査中でございますけれども、平成3年4月に航空隊が発足しております。当時はベル式のヘリコプターで、エンジンオイルの交換を航空隊で行っていましたが、その頃は潤滑油が多く排出されておりました、燃料の成分は少量だったということでございます。平成23年3月に現行のユーロコプター式に機種変更になりまして、定期点検で業者がエンジンオイルを交換するようになり、さらに平成31年4月に給油規制ができましたことから、検査のために排出される廃油燃料が多くなったということがございます。当該業者には、平成25年1月から排出をしております。そういう経過でございます。

◎西内（隆）副委員長 経過はそうでしょうけど、今の話からすると、混合割合によって問題が生じ始めたということですか。割合が問題になったということですか。

◎朝倉生活安全部長 先ほど御報告しましたように、平成3年から平成23年頃までは旧型の警察用航空機でございましたので、その頃は潤滑油のほうが多かったということもございますけれども、新型になりまして検査のための機体から抜き出す廃航空機燃料が増えまして、さらに航空基地の地下タンクから抜き取って検査をするようになって、量が非常に増えてきたということですので、その頃から見直しをすべき時期だったかなと考えてございます。

◎西内（隆）副委員長 再発のないように気をつけてください。なかなか今の話からすると過去に遡って十分に把握できないのかなということなんだろうと思うんですけども。十分に気をつけて、再発のないように努めてください。

◎坂本委員 今、副委員長が言われたとおりで、もし今調査中で、いろいろ詳細が報告できないのだったら、それが報告できるようになったら、書面にして報告してもらったほう

がいいと思います。

◎下村委員長 では、その内容がはっきりわかった段階で、書面で提出いただけますでしょうか。

質疑を終わります。

次に、審議会等の開催結果について、生活安全部長の説明を求めます。

◎朝倉生活安全部長 令和3年度の審議会等の開催結果等について御説明いたします。お配りしております警察本部説明資料の審議会等という赤色のインデックスを貼ったページをお開きください。

警察本部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の理事会が、令和3年5月11日に高知会館において開催され、同総会が5月26日に開催される予定となっておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の拡大防止のため、書面による開催となりました。

理事会は、高知県防犯協会岡崎誠也会長など理事会構成員10名により、令和2年度事業報告及び収支決算、役員改選、総会決議文（案）、高知県防犯協会規程の一部改正等について審議され、全議案が可決・承認となっています。

また、総会は、高知県防犯協会岡崎誠也会長など正会員16名により、令和2年度事業報告及び収支決算、令和3年度正会員の会費、令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）、役員改選、総会決議文（案）について書面審査が行われ、5月28日、全議案が可決・承認となり、議案等に関する質疑事項はございませんでした。

私からの説明については以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

（なし）

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっておりませんので、先に意見書を議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは執行部は退席をお願いいたします。採決の時間については、後ほど事務局から連絡をさせていただきます。

《意見書》

◎下村委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書（案）4件が提出されております。

まず、地方財政の充実・強化に関する意見書（案）が、県民の会、日本共産党、公明党、

一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書（案）の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（小休）

◎ 我々としては、文言修正をお願いしたいです。5つございます。

まず1点は、上から7行目の「しかし」の後ですけれども「現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中」という、ここの文章はちょっと強いので、ここを「しかし、公的サービスを担う人材不足は深刻化している中」に、修正をお願いしたいということが1点。

次が「骨太方針2018」とありますけれども、これは政権の重要課題の翌年の予算編成の方向性を示すものでございまして、これは2021年に3つありますけど、「2021」に修正してください。

そして3つ目が、上から10行目になります「政府はいわゆる骨太方針2021に基づき」の後ですけれども、「政府はいわゆる骨太方針2021に基づき」に「必要となる一般財源の総額について」を補足していただきたい。

4つ目が、その下の段ですけれども「実質的に同水準を確保するとしている」に変えていただきたいです。「してきた」を「するとしている」に変更。

◎ 2021年度の地方財政計画。

◎ ここ3年ずれるがやない。

◎ 2024年になるね。

◎ そこは2024です。

◎ それへつながるんよね。

◎ そうです。その後は2021年度の地方財政ですね。

最後が、6つの案が示されていますけれども、この6番目、これは大阪府は該当するそうなんですけれども、高知県の現状ではこういう扱いはないということですので、ここは、6番は削除していただきたいと。

◎ 分かりました。

◎ 以上です。

◎ よろしいですか。

◎ 正副で調整してもらって。

◎ 結局、いったら骨太方針を、一番新しい今年度のところへ持ってきて、その分3年間ずれるという内容にするということやね。分かりました。

◎ 納得できました。

◎ あとは正副一任で。

◎**下村委員長** 正常に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**下村委員長** 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

次に、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書(案)が、公明党、自由民主党、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**下村委員長** 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 不一致です。企業に子供たちのデータ全て。

◎**下村委員長** 正場に復します。

意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、ミャンマーの軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復促進を求める意見書(案)が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**下村委員長** 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ この意見書を皆さんで協議をさせていただきまして、この趣旨には本当に理解もでき

ますし、1日も早い民主主義の回復、人権そして安全の保障、また今の国軍の国民に対する弾劾など1日も早くなくなるように、そして回復するように願うところであります。

しかし、これは衆参両院で決議をしております。今年の6月2日と11日だったと思うんですが、私たちが国政選挙を通して国民の代表として選んだ国会議員が両院で決議をして、行政府である政府にしっかり対応をすると、同様の趣旨の決議を出したばかりでありますので、そこは、やっぱり国として諸外国と、書いているようにしっかり連携してミャンマーに対してどういうことをしていくか、まさに今これから国の取組を見ていくところありますので、なかなかこの現状がいまだ進まなかったり、こちらに書いているとおり、国際社会ともしっかり連携をし、これがなかなか日本が他国に比べて、もう少しできるんじゃないかとか、そういった事情が来たら、地方の私たちから国に対して出すということを考えるべきときが来るかも分かりませんが、現時点では国会の両院の決議を尊重して、国の政府の今後の活動というか在り方を見るという、そういう時期でありますので、今回この意見書を提出することには賛同しかねます。

◎ 後押しをするという考え方は、あれですか。

◎ 後押しをする、既に政府において「本院の意を体し、国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、これらの事項の速やかな実現に全力を尽くす」ようにと決議をした衆議院宛てに同じ文書を出すというのも、またちょっと。それをしてくださいと行政府に言っている私たちの国政の代表の委員がもうその意思表示をしていますので、そこに対して、もう既に意思表示をしていることをもう1回しろということになりますので、時期的にも、ちょっと。

◎ 高知県議会も同じ思いですという意味合いにはならないということですね、もう既にやっているの。

◎ 国全体の話で、私たちの国民の代表が既にしているの、そこをきちんと見ていくと、そういう時期じゃないかなと思いますので、今提出することには。趣旨には理解し、同じこの意見書の内容が早期に実現することはもちろん望んでおります。

◎ 分かりました。

◎ かまんですか。

◎ いやいや、もしもあれやったら、ぜひそういうことも御考慮いただけたらうれしいなとちょっと思っただけです。

◎**下村委員長** 正場に復します。

本件は、意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻したいと思っております。

次に、消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期を求める意見書（案）が、日本共

産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ バツです。

◎ よろしいですか。

◎下村委員長 正常に復します。

本件は意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

それでは、審議すべき内容は終わりましたが、ほかの委員会の採決が終わっておりませんので、暫時ここで休憩したいと思います。

なお、再開時間については、後ほど事務局のほうから連絡をさせますので、少々お待ちください。

(休憩 15時34分 ～ 16時32分)

◎下村委員長 委員会を再開いたします。

これより採決を行います。今回は議案数13件で、予算議案1件、条例その他議案10件、報告議案2件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案令和3年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

次に、第5号議案高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号議案職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号議案高知県税条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号議案半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号議案高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり

可決することに決しました。

次に、第15号議案高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第15号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号議案高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第16号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号議案県有財産(教学機器)の取得に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号議案令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、報第1号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第4号議案高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**下村委員長** 全員挙手であります。よって、報第4号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、5日月曜の委員会は休会とし、6日火曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますのでよろしくお願ひします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(16時37分閉会)